

日本建築協会 発行

復刻版

建築と社会

第78巻

第26集第1号～第26集第7号(昭和18年1月～7月)

不二出版

復刻にあたって

一、原本の誌名は次のように変遷している。

『関西建築協会雑誌』（大正6年9月～7年12月）

『日本建築協会雑誌』（大正8年1月～8年12月）

『建築と社会』（大正9年1月以降）

一、表紙を若干縮小して収録したことがある。また、原本が断裁されているため、不完全なものがある。

一、断裁による不完全な文字は組み直したものがある。

一、表紙の刷色は一色に統一したため原本とは異なる。

一、口絵はカラーの頁も全て黒一色で印刷した。

一、「会報」の通頁には乱れがあるが、原本のままとした。

一、各集ごとの「総目録」は、発見できたものに限り、該当集の第一号の前に収録した。

一、裏表紙は、『第一集第一号』に限り収録した。

一、目次の発行日は、奥付に記されたものを採用した。

一、前付広告の一部及び後付広告は収録しなかった。「広告見出し」「広告目次」および「掲載広告一覧」（復刻に際し新たに組み、付け加えた）を参照して頂きたい。

また、広告頁には独自の頁が付けられているため、本復刻版の広告頁の頁は一貫していない。

一、本復刻版は日本建築協会所蔵の原本を使用した。

（不二出版）

【第78卷目次】

第26集第1号 昭和18(1943)年1月1日発行

第26集第2号 昭和18(1943)年2月1日発行

第26集第3号 昭和18(1943)年3月15日発行

第26集第4号 昭和18(1943)年4月15日発行

第26集第5号 昭和18(1943)年5月20日発行

第26集第6号 昭和18(1943)年6月20日発行

第26集第7号 昭和18(1943)年7月15日発行

大正6年9月14日 第3種郵便物認可・昭和18年1月25日印刷納本・昭和18年2月1日發行（毎月1回1日發行）

建築と社會

第26輯 第2號

昭和18年2月1日

2

社 團
法 人

日本建築協會

ローアス
セメント防水剤



口-夕又防水工法責任施行

園城化学工業株式会社大阪営業所

大阪市西區京町堀一丁目 (電) 土佐堀 (44) 825 3825

東京營業所 東京市渋谷区金王町五 (電) 青山 3810

広島営業所 広島市教諭町一八 (電) 中(2)1344

満州国總代理店 株式会社 大信洋行 建材部

株式會社

出張所

支店 出張所 營業所

本店

鴻池組

東 京 江 戶 煙 津 清 館 子 福 岡 都 米 池 組 神 戶 京 鴻 洲 滿 洲 國 新 京 特 別 市 興 安 大 路 二 一 八 號 電 話 代 表 新 京 ② 六 五 二 七 奉 天 海 城 牡 丹 江

大阪市淀川區傳法町北三丁目六七番地
電話代表此花四四三一

株式會社

出張所

支店 出張所

本店
大阪支店

滿

清水組

東京市橋區寶町二丁目一番地
電話京橋代表四一八一・五一八一番
大阪市西區土佐堀通二丁目二番地
重話土佐堀六六三・六七九一番

札幌、名古屋、京都、福岡、臺北、京城、北
 橫濱、上海、新潟、仙臺、金澤、神戶、高松、
 廣島、熱海、下關、小倉、長崎、熊本、高雄、
 釜山、天津、青島、濟南、石家莊、張家口、
 大同、南京、漢口、廣東、清津

新 京 特 別 市 八 島 通 二 二 番 地
 電 話 三 一 六 三 一 一 (五)
 大連、奉天、遼陽、安東、鞍山、其ノ他

洲 清 水 組


 LINCOLN
 SHUTTER
 PATENTED

日英米特許及實用新案登録百數十件所有

大野式防火捲上戸

〔特許大野式シヤッター〕

主要製品

大野式シャッター
大野式ルーブルシャッター
大野式融金付自動開鎖戸
大野式工場用軸承
大野式轉子入軸筐・戸車
各種防火扉・鋼製建具類
應用特殊機械類設計製作

株式會社 大野製作所
本社 { 東京市芝区三田四國町二番地
三田工場 { 電話三田(45) 3737・3738・3787
板橋工場 東京市板橋区志村町一五九二番地 電話赤羽 2768・3272
大阪詰所 大阪市此花区上福島中二丁目六十番地 電話浪速(45) 588

建 築 と 社 會

第26輯 第 2 號 昭和18年 2 月發行

二 月 號

目 次

建築界の新體制とこれからの請負制度……………	島 田 藤……………	(1)
建築技術者確保の方法……………	鈴木忠五郎……………	(3)
同……………	神門實之助……………	(7)
同……………	日比嘉男……………	(8)
建築塗装の新情勢に就て……………	龜谷開作……………	(9)
大阪府に於ける建築用物資配給に就いて……………	平山琴治……………	(10)
建築と造園 —特に造園圖學に就て—……………	白川泰……………	(14)
民家胡同 —建築史資料としての民家—……………	山口正……………	(22)
會勢幹事會事業報告……………	會勢幹事會……………	(31)
神戸K工場工員寄宿舍(平面圖)……………		(33)
☆紫 烟 室☆		
干木と勝男木に次いで……………	津田 馨……………	(34)
寧樂散策……………	金丸哲夫……………	(36)
大塚錦三氏を悼む……………	西村信一……………	(39)
☆寫 真 欄☆		
神戸K工場工員寄宿舍……………		
會 報……………		(41)
昭和17年度建築と社會總目次……………		(44)

三 星 印



設 計

施 工

三 星 印 岩 綿 製 品

防音・保温・耐火裝置

三星岩綿ブロック構成の防音裝置は爆音に耐へる吸音率を有す

大阪市北区中之島五ノ三〇

大阪田島應用化工株式會社

電話土佐堀(44) 1323.6682.6221.7294

東京市神田區岩本町三番地

三星産業株式會社

電話浪花⑥0072番

會 告

大東亞戰爭の赫々たる戦果に伴ひ、我國の南方への國家的發展に鑑み、南方諸地域に於ける建築文化を通じて、その民族性を理解すると共に、建築的施設による米・英・蘭の利己的植民地政策のありのまゝの相貌を紹介し、又一方我建築界は其の技術を通じて、大東亞造形文化の確立を期し、以て大東亞共榮圈建設の鴻業に翼賛せんとする意圖を昂揚するため、茲に當協會は建築學會と共同主催の下に、下記の通り南方建築展覽會を開催仕候間、會員諸賢は時局下本會の主旨を擴く御宣傳の上、開期中は萬障御繰合せ知已御勸誘多數御來場下され、所期の成果を收め得る様御援助賜度候

南方建築展覽會

主 催	社団法人 建 築 學 會	後 援	情 報 局
	社団法人 日本建築協會		大政翼賛會大阪府支部 朝日新聞大阪本社
會 期	自 2 月 16 日 (火) 6 日間 午前 9 時 ~ 午後 6 時 至 2 月 21 日 (日)		
會 場	南 海 高 島 屋 (大阪・難波)		

展示内容

1. 一般統計 面積、人口密度、主要都市人口、木材・鐵鋼・セメント・石炭・石油・生ゴムの年産
2. 氣象統計 熱地と氣象、南方各地平均風速・溫濕度・雨量
3. 大東亞建設記念營造計畫競技設計當選圖案
○大東亞道路を主軸としたる記念造營計畫、主として大東亞建設忠靈神域計畫
○大東亞共榮圈施設大上海都心改造計畫案
○大東亞聖地の計畫……富士山麓 ~ 等計40餘點~
4. 宗教建築 優れたる文化遺蹟
5. 民家建築 純粹なる土着民族の住家
6. 現代建築 チャンバ・カンボヂヤ・タイ・ビルマ・ジャワ・バリ・佛印
マライ・スマトラ・ボルネオ・セレベス・フィリツピン・東
印度地方 ~ 等の新興建築施設~

以 上

建築界の新體制と これからの請負制度

島 田 藤

建築界の新體制について語るとすれば、建築技術界の新機構にも亘らねばならないが、こゝでは建築業界の範圍として、各所での會合の折に得た智識を基に、私見を述べることにする。

土木建築の統制會も、一步前進半歩後退の模様で、昨年末には主管官廳たる商工省當局の努力に依て、急速に設立されるものと如くに見えたが、種々な事情の爲め、また暫らく停頓の姿となつたのは誠に遺憾千萬に思はれる。

統制會の事業内容については、人々に依て多少の意見の相違もあらう。また一般の考へ方も、時局の推移に伴ひ、その重點が變り、研究討議の進むに従つて、漸次常識的になつて來てゐるのも當然な次第である。

工事の配分は統制會の持つ使命の重要事項の一つに相違ないが、統制會の會員となる業者が相當な數に上る時は、個々の工事を一々業者の夫々に配分する事は不可能に近い。今日では從來の注文者と施工業者との關係を尊重して、各々の理解と經驗を活かして施工に當らせるものとし、手持工事の總量を按配して、必要に應じ概括的な配分を爲すに至當なりとするに意見が略一致してゐる。

内地の統制會に當る滿洲土木建築公會では、工事の配分は全く考慮の外に置き、注文者と施工者との關係を自由に任せることになつたといはれる。一時考へられた、理想主義的な工事配分から見れば大分隔りがあるが、一先づ落着くべき處に落着いたものと云ふべきである。

施工界の統制は、土木と建築とにつき併せ行はなければならない不徹底であることは、誰しも認める所だが、注文者側に取つて見れば、建築と土木では注文者を異にし、そこにかりの相違があり、土木側の發注者の見解は必ずしも建築の立場と一致せず、統制會設立の障碍の一もこゝにある様である。即ち土木關係には多くの直營工事が行はれ、

業者に任せた統制會に據り難いとする所もあらうし、鐵道や水力電氣等には、施工形式等に特殊な問題もあらうと思はれる。かゝる種類の特殊性については、陸海軍關係の工事と共に夫々部門別とし、之を統制會に依り一括統制することが考へられる。

また施工者として基礎工事其他の如く、工事の特定の部分に専門的技能を有するものに對しては夫等特殊業者の爲め一部門を置くことも適當な方法である。

資材の統制については、重點主義に基き建築主に對して配給せられる現行制度で差支へなく、統制會は資材配給の計畫に參畫し、施工上に澁滯を生ぜしめぬ様、施工と資材との均衡を期する爲め必要な職責を擔當することとなるであらう。更に資材現品の圓滑な配給に關しては、統制會は必要な權限の移讓も受けて、斡旋の役を果すべきである。猶業者自身の使途に當てられる假設材料や機械器具類の充足等は統制會に於て適切な補給の道を講ずる要がある。

勞務に關しては、統制會の力に俟つべき所が甚だ多い。職能別に依る建築關係の各種の勞務者は頗る複雑であり、工場を中心とする他種産業の勤勞に見られぬ特殊の事情を包藏し、就業地の移動や、業者相互間の轉勤もあり、更に土工人夫等とは他種産業との出入の關聯もあつて、是等の指導、配置及賃金の統制等については、統制會の如き強力な統制機關なくしては到底行ふことが出来ない。また大工左官等の熟練を要する技能者の養成や、是等勞務者の維持保全も考へられねばならない。勞務者については食糧、衣服等も重要な問題であつて、是等に關しては勞務報國會等の活動に俟つべき所も多いが、之を大局的に指揮斡旋するは統制會に期待される所である。實に土木建築關係勞務者の組織化と、その育成啓發は業界の負ふ重大

なる責務である。

統制会の組織としては、統制会の会員たる施工業者と、各府縣別團體に依て統括される中小施工業者とを以て構成されることになるであらう。直接統制会々員となる業者の数は屢々問題の種となる所だが、最近の基礎案として噂に上るものは、業者数が相當多い様に傳へられてゐる、然し現在主要工事の大方は50社位で施工されて居る筈であるから、其程度の數を適當とし、將來會社の統合が可能なれば、理想としては10社以内に纏まつて然るべきかと考へられる。

府縣別團體に屬する業者の、施工範圍を、所屬府縣内に限ることは實狀に適しない、唯能率上之を近接地方に限定するは理由ある所である。

土木建築統制会の必要如何に就ては世間では比較的關心が少い様で、業者自身の中にも統制會を設けて何を爲すべきかを疑ふ者も多いと思ふ。筆者も亦土木建築事業の統制の容易ならざるを想像してゐる、然し統制會の如き國家的權能を有する有力な統制機關を以てするのでなければ、現在の亂脈な土木建築を軌道に乗せることは不可能であり、之を一中心機關の指令の下に統制し、國家目的の爲め適切な措置を講じ、其の改善進歩を圖るは最も緊要事である。殊に土木建築に關する統計資料の乏しい事は誠に遺憾な次第で、年額數十億円に上る工事量を消化し、戰時國家の重要使命を荷ふ産業として、正確な統計資料を缺くことは、諸種の施策の上に甚しい支障を生じてゐる。

業者の素質を明確にし、資格を一定規準以上のものとして、之を完全に統括し且隨時必要な統計を纏め得るならば、土木建築統制會の目的は過事を達し得たものと考へられる。

而して請負制度の將來を思ふに、施工の新體制は實費精算の方式に依るべしとするものもあるが之に賛する者は少く、各自の創意と努力とを促進する上からも、工事の施工が今後と雖も請負に依て行はるべきは疑ふ餘地がない。唯請負の制度を

合理化す爲めに最も必要なことは、片務契約の是正と、不可抗力に依る損害の負擔を解決することである。永年の慣習と注文者の優越的便宜主義が大勢を支配して今日に及び、官廳は會計法規を金科玉條として請負契約に對し舊套を墨守し來つた事が如何ばかり施工の進歩を阻害した事であらうか、是等は此際速かに精算されねばならないと思ふ。

私は最近に、建築界の總力の發揮は設計も施工も一團となるが近道ではないかと思つてゐるが、かくてこそ建築界の全智識を擧げて施工の進歩に貢獻するを得、設計も亦眞に施工と呼吸が合して適切なものとなり、建築界は飛躍的發展を期し得る筈である。（之に關しては近刊建築雜誌に拙文を記した）學者は別として、建築家すべてが施工者たるの覺悟と實踐力を持ち、施工者は過去の營業者たる觀念を拂拭して、國家目的に即應する態勢を整ふる時、建築界は光輝に満ち、請負制度の前途は頗る明朗となるであらう。

何れにせよ將來の施工は、請負に依る投機的要素を排除し、建築主と施工者との間の片務契約に基く因襲的觀念を一掃して、價格の適正化を圖り一方には機械力を多分に利用するものたらしめねばならない。然し乍ら土木建築の請負は、本來他種産業の如く、大規模な工場設備等を有するものでなく、主として人的結合を基底とするものであるから、之が組織化と統率力を重要な要素とすることに變りなく、之が爲めには適當な規模の企業組織に纏るべきであらうし、業界の向上進歩の爲めにも正に斯くあるべしと思はれる。

私は現下業界多事の時に當り、速かに土木建築統制會の設立を見、之を一轉機として斯界が劃期的進歩發展の緒につかん事を切に希ふものである。

（昭和18.1.7）

（筆者は株式會社島藤社長）

發 語

大東亞戦争下第2年を迎えました。赫々たる戦果只國民は感謝感激あるのみであります。本年こそ、米國が生産力の偉大さを以て、反攻を敢てし戦敗を恢復せんとする努力が、見られるわけがあります。之に應じ、銃後國民は、先づ戦力の増強第一に努力して、國に報ひなければならないわけで、各職域は、出来るだけ、勞力を節約して、尙且つ以上の能率を擧げ、かくして得た餘剩勞力を、戦力増強方面、造船方面に向けなければならない義務があるわけがあります。今更此處に建築技術者を如何にして確保するかも、餘りに我田引水的に見え、時局下一見辨へざるが如くに見られるかも知れないのでありますが、良く實際の生産増強にしろ、第一に、工場擴張を、従業者の宿舎を建設せねばならぬし、又一方、のんきに控へては居るが、防空施設も完全たりとは云へない。防火改修にしろ、聲だけで、その實際となると、餘りに不徹底なるに驚かされるのであります。かく考へて來れば、建築技術者の不足を、他の産業同様に當然の事として考へ、そのまゝにしてをくこと自身、戦力増強に、生産擴充に、一大支障が來すことになるわけがありますので、角度をかへて或程度の技術者を確保し、尙不足する分は、能率の増進、其他の方法により達成する様努力する外はないと存じます。

建築工業の生産性の低下は、その原因は種々ある。資材の不足、代用資材の使用不馴れ、資材の品質低下、勞務者の不足、精神的の不安、運輸の硬塞、建築法規の複雑化、尙、建築技術者の不足等が擧げられます。特に技術者の不足の爲に、工事を斷らねばならない施工者も、設計事務所も少くないわけがあります。然らば如何にして、この難局を切開いて行けるか、技術者の獲得はどうす

るか、技術者は急激には中々養成出来ない。亦、出来るとしても、肝腎なる處の人的資源がないのでありますから、非常に困難が伴ふわけであります。それに建築は他の戦力増強の一分子たる重工業、造船工業の如くに、優先的に、割當を頂くまでに、認識されて居らない故一層困難が伴ふわけであります。

技術者を確保する方法には、積極的方法と消極的方法とあります。

——積極的方法としては——

技術者を量的に増員する方法であります。建築技術者と云へば建築學一般を理解して、設計監理指導の出来る者を指し、大工、左官、葺、塗工の如き勞務者は之を技能者と稱することにして居る一般の通念によることに此處はして考へます。勿論、技能者の不足亦重大問題ではありますが、之は、他日に譲ることにします。

量的に増す、それでなくても轉業、老朽及び死亡等にて減員するだけの補充でさへ、中々容易でないのに直接に、積極的に増加する方法他にありや、耳寄りの話であります。が考へれば出来るものであります。それは現在の生産機構から第二次的に考へられて居る方面より、技術者になる希望者を募集して教育養成する。然かも短期間に養成して多少、不備、不充分はありませうが、兎に角間に合せてやる、この意氣で當つて見ることにします。先づ第一に、吾が人口の大半を占める女性に向けて見ますと、

1. 婦人の建築技術者の養成を先づやる

これは一昨年、大阪心齋橋の婦人建築指導所で試みにやつて見たが、相當に將來あるものと見られます。只、女子は、勤務が短いから、熟練を要する建築方面には向かない。亦建築は俠氣、男商

實なんだから、女には向かない。併し之は男が勝手に定めた運命らしい。旋盤工にさへ女工が、女の船長さへある。亦確かに大阪には女主人の請負業者があり、天王寺の五重塔が建設された筈だ。それに女だから、不適當は餘り時局否、實際に向かない。建築界全部が女に適すると云ふのではない。その一部だけが適してゐても中々、人的不足の折柄、本問題の解決一方法たるに、恥しくないわけであります。筆者は、建築代願、小建築の設計、積算、事務整理等には、大體向くのではないかと信じます。現に、卒業生は、卒業後一部は業界に踏み留り働いて居られるから力強いわけであります。

2. 傷痍軍人に再起奉公して頂く

輝しき戦果や赫々たる武勳を立て、名譽の負傷された、傷痍の軍人に再起して、建設工業に再出發して頂く方法が解決の第二案と思ひます。傷痍軍人の内には、入營前大工なり、左官なり、技能工として働いた方もあれば、亦、中等學校を卒業された方も少くないのであります。

それに軍隊生活、軍隊式のかの指導統制力は少くも下士官となられて、一度指揮された方であれば、建築現場の技術者としては好都合なのであります。筆者は3年前より、之に従事して居ります。傷痍軍人の職業補導所は國立としては東京、大阪、小倉にあり、吾が國を大體8分して、その區劃内の方々を收容し職業教育をして居ります。尙各府縣又は市立のものもありますが、只建築技術者の養成所としては全國唯一の國立傷痍軍人大阪職業補導所建築科があるばかりであります。目下40有餘名を收容して教育して居ります。修業期間1年半、3ヶ月を1期として6期卒業になつて居ります。1期は主として普通學2期より6期まで、専門學、測量實習、製圖實習をさせ、教授内容は甲種中等程度の工業學校を目的として居ります。卒業生も今や50有餘名を出して居ります。主として現場員をと養成しましたが、講習會は勿論、設計事務所、官廳方面にも就職して居ります。よく間に合ふ、眞面目で働くと思ふので、重寶がられて居ります。今までは極めて表面に立たず、地味に沈黙を守つて8ヶ年を経過しました。その経験より建築技術者たるべく傷痍軍人を再起教育して

之に當てることに何等の障害がないことが體驗付けられました。出来るなれば更に之を擴充して、1年餘りで充分養成出来るのでありますから、急場を救ふ策として、建築業界の積極的の後援を期待する所以であります。

3. 技能工の優秀なるものを短期養成して技術者たらしめる法

之は最も良い方法であり、亦良く間に合ふものではあります。只、月收の關係でどうかと思ふ。併し大工4ヶ年以上修業したるものを資格として一定の考査をなし、之を入所せしめて1ヶ年長くもやり、少ければ6ヶ月位で卒業させて、技術者として門途をなさしめる様な方策も良いとは思ひますが、只さへ技能者の不足の折之に拍車をかける様で推擧しかねる名案であります。

4. 一般の學校の建築科の生徒を倍加して募集する方法

専門學校、大學では大體倍加して募集して居りますし、尙年限を半年繰上げて2ヶ年半で卒業と云ふことで、どしどし養成されて居るから來年度來々年度からは相當に割當は多くなるものと信じます。只中等學校は設備の關係で、そう簡単に出來かねて居ります。生徒を多くして技術者を増す之は常道であります。之では急場の間に合はないわけで以上他法を奨めたわけでありまして、之亦筆者の體驗で、自信のある處、今後の御支援を願ひます。

——消極的方法として——

之は技術者自身の量を増すのではなく、否減員しても、尙其れ以上の能率を擧げ、建築工業の全生産量を昂揚しやうと思ふ虫の良い案であります。

1. 技術的の合理的使用

技術者を安賣りしないと云ふと變な様に聞えるかも知れないが、技術者の給料が少いためでないでせうか？ 技術者でなくても出来る。何等技術に無關係の様な、甚だ馬鹿馬鹿しくて、技術者として出來ない様な地位に技術者が絶對居らない様に、合理的に使用しなへすれば相當技術者の不足は解消するのではないかと思います。中には人の前に、自分の仕事と持出されない様な事をして居る人もあるやに聞いて居ります。中には半分技能

者の様に、中は全く事務になり、亦女子供でもやれそうな事に使用しては居らないだらうか。かく考へて來ると、技術者の偏在の爲に、この現象が起るのではないか。經濟から見れば之も止むを得ないかも知れないが、技術者の見地より再検討さるべきものと信じます。實際施工方面官廳方面にしろ、技術者でなければ絶対に成立しない場所はそう多くあるものとは信じられないからであります。

2. 技能者の技術を向上せしめよ

技能者の向上を計る。技術者と協力出来る様になる地位まで向上せしめなくては建築業の實際界は永久に向上はしないと信じます。技能者の指導監理を容易にし、手間のかゝらぬ様に進めなくては施工實際の能率は永久に擧がらないものであります。

技能者は教育しさえすれば容易に技術者になれる素質否基礎があります。大工は特に然りで、棟梁を少し角度を變へれば技術者となる。現に技術者の仕事を一部して居るからであります。技能者の向上之は中々むづかしいものでありまして、之を下手に教育すれば技術者に早變りしてしまふ故それでは何にもならないので、技能者として、技術者の内容を良く了解して、その代理が出来るまでにならなければならないのであります。併し之は只單に教育することにより到達出来るものではなく、組織、機構をかへねば駄目であると信じます。1人の技術者に、長くその下に技能者として働いてをれば、自然に技術者の氣心、性質亦その技術内容も讀むことが出来、案外容易に、その指導に手間入らずに、良く仕事は運ぶものであります。尙之なくも經濟的に協力する様に出来て居れば出来るものと信じます。その機構は後述することにしします。

3. 施工の規格規準を設定せよ

資材は少い、勞力は少い。だから、少い資材と少い勞力で能力を倍加するには、規格化の外にはありません。自由主義時代の個性の過渡の尊重は考へさせられます。屋根にしろ、建前の柱の切組でも一定してをけば、一に現場で説明しなくて済みます。左官にしろ、モルタル塗なら刷毛引き、調合は1:3としてあれば、そのまゝで行けます。

一例が萬事その様に行くことにより、圖面がそのまゝ仕事になる。資材の好みも出来ないのだから能率は擧げられると思ひます。

一日も早く設計家の團體では駄目だ。施工團體でこれだけ幾種少い程よい。木造なれば3種位の仕様を完備して、それ等の外はやらない。特に希望すれば、倍額を請求する位に、建築界も權威あらしめたいものであります。現在なれば斷行すれば出来そうであります。

4. 施工機構の一元化

施工機構の一元化、之は請負業はその會社内に施工設備の外に勞務者をも社員として、現在の技術者同様にをくことを意味するのであります。之は理想であると信じます。現在造船所はその機構で、職工は木工又は鑄工として、會社の雇員で、他には働きに出かけない。造船所の利益は引いて自分達職工の利益となり、日給の昇給となり、賞與となり、亦退職手當の一部に積立てられ、更に厚生資金となります。然るに建築事業界はそうではない。設計監理する方と施工に従事する請負業者とは一體ではない。從來反對の立場にあつたかにも考へられたのであります。

亦施工を引受ける請負業者は之を亦下請負業者に其の一部を受けさせて居るが、その下請と本請とは一體ではなく、全くの別經濟でありまして、一方の利益は、他の不利益ともなるわけでありまして。下請は亦、その勞務者に、その作業を引受けさせて居るわけでありましてから設計監理するその範圍は、前線の勞務者にまで及ぼして監理しやうとするのは、いさゝか門外れの感があるのは當然であります。だから監督、下請、勞務者とも、時に技術研究の爲に己を空しうしてまで熱心に努力する機構になつて居らない。此處に建築そのものの大進歩が見られない點が少くないのであります。之が現場の機械化を妨げる大原因にもなります。

最近全國に勞務報國會、即ち勞報が創立され土木建築業者は此處より勞務を受けることになると思ひます。併し、勞務は統制され、組織されたものでないと、他の工業の様に建築業は能率を擧げることは出来ないと思ひます。

筆者は作業請負をする技能者の集りたる勞務會

社が出来なければいけないと思ふ。

本請負業自體が勞務者まで、社員とするまでに勞務者の生活保證が出来ないならば、技能者自體の會社化、相互會社社ものとして出發すべきものと信ずる。本請の下にこの會社が隸屬したいものと思ひます。

本作業請負會社は、勞務請負、主として作業請負、手間の請負をする。大工なれば、大工手間だけを請負ふことになります。左官なれば左官工事を之は在來材料まで持つとすれば、そのまゝ左官請負をすると云ふことになります。本會社は他の會社同様、勞務者たる大工又は左官の技能工を社員又は雇員として、日給で支拂ひ、勞務手帳を保有し、他に自由に手間請仕事をさせないことにします。従て、會社員同様、やがて社員に役員になり社長までも登り得ることにします。亦社員として賞與も、配當も、退職手當も積立もすることにします。亦時局下、月給の一部を以て貯蓄させる制度をとります。

かくすれば各大工も會社の爲なれば大いに敢闘

することになる。やがて昇給も賞與にも亦配當にも大關係あるからであります。かくすれば技能工の人格も技術も向上するし、亦仕事の結果は作業請負會社自體が責任をもつ故次第に向上します。隨て技術者の手数を少くし得ると共に、時には作業會社に代行せしめることも可能となりますから技術者の負擔が輕くなり、技術者の消極的の確保が出来ます。

結 び

技術者は女子に、傷痍軍人の再起に、建築施工界を合理化して間に合ふ様にして、積極的に施設を充實して時局を突破したいと考へます。

尙一方施工界の請負業の下に作業請負會社の強大なる大資本のものを作り、技能工の生活を保證することの出来る機構を作り、その下に徒弟も養成し、技能も向上せしめて出来るだけ技術者の手数を煩はさず、出来れば代行し得る様にして本問題の解決案としたいと思ひます。

昭和17.12.81脱稿

(筆者は大阪府立今宮第二工業學校建築科長)



襲 空
よへ備に
旭暗幕
てし備常を

型主録込室

所張出阪大社會式株幕暗旭

番五一九六(64)川樫電話 地番二四目丁三通上江堀南區西市阪大
番九八〇七(36)橋本電話 地番三目丁一橋京區橋本市京東 社本

耐高度優秀品

耐火・耐水・耐アルカリ

光彩 **コーサイ** 塗料

木材・スレート モルタル テックス
コンクリート・煉瓦 其他金属ヲ除ク
各種材料ニ適應ス (説明書進呈)

アサヒ商會

販賣部 大阪市西區土佐堀通二丁目三産業ビル
塗裝部
電話土佐堀 九九二・六四六一
六四六二・六四六三

大東亞聖戰下に於て、御稜威の下、皇軍の比類なき戦果と相俟つて、建築界に於ける技術者を如何にして確保すべきかは、頗る重大な問題となつて來た様である。そこで、私は建築技能者中の大工に就て、聊か所見を述べて見たいと思ふ。

現今建築工事に携る者の内で、大工業者程多面に亘つて必要な技能者は少なからうと思ふ。従て大工業の確保と謂ふ事は、私として無關心であり得ないのである。私の調査統計よりして案するに大工業を営む者が年々減少の傾向がある様に思われ誠に寒心に堪へざるものあるを痛感する毎に、憂慮すべきは現今の大工業の持つ技能素質たるや先輩の其れに比し、見劣りのするのは誠に残念である。自由主義經濟の餘波を受け、天業の自尊心を失ない利潤第一、技能第二、従て人格の低下等おして知る可しである。言いかへましたならば、現今の大工自身は、生活の爲めの技能であつて、懸る技能には進歩研究發展等はなり得ないのであるから、自己職分を誠に程度の低いものゝ様に見て居る様である。然し現今の業者の中でも、相當な立派な人が居るゝ事も私は存じて居る。そこで、私は、大工業者の何者たるやを、よくよく認識さす事に全幅の力を傾注せねばならぬ。

肇國の大昔御降神の際にも、まつろわぬ者共はあつた。このまつろわぬ者共を、肇國の日本精神に歸一させ給へ、然らざる者には御慈愛の鞭を御與へになり、其結果として破壊が行われ然して建設となつたのである。これが神武の御聖業である。然も御聖業御完遂記念式典を御即位の地橿原にて行はせらるゝに方り、其式場の御造營の御用は、聖業御完遂に滅私的奉仕した我等業祖に仰せ付けられたのである。其方が建築業の大祖の御孫に方ると拜聴し、何たる光榮であらう、又感激ぞ今も私の心の底に事毎に浮び出づる業祖の榮譽を

偲ばざるを得ないのである。茲に思を致す我等大工業者の感謝感激でなければならぬ。降て飛鳥朝時代文化を御造りになつた聖德太子様は、特に私達業界諸職の司だと仰せられた。連綿的雲上の御褒詞有り難い極みである。私は現今國際情勢からして、大東亞聖戰下に於て一億一心陛下の赤子として、各々職別の特性を發揮し、文字通り滅私奉公の秋であるから、決して大工業者の誇を殊更に大に叫ぶものではないが、案するに、歐米の文化の來らざる時代に於て、大東亞の文化が建築を土臺として考へられた時代があつたのではなからうかそれには私達建築者祖先の御國に捧げた業績に、深く思ひを致さなければならぬまい。

現下に於ては何業者を問はず、赤誠の全幅を聖戰に御供へせなければならぬのは當然の事である。

私達業者の衰退が萬が一今次聖戰目的完遂に支障でも來た様な事がありとするならば、それこそ大變である。祖先の遺業に、取返しのつかぬ汚點を印する事になりはすまいか。そこで、私は業者自身に、天與傳道の建業技能業者たるの本分を認識せしめ、自尊心の高揚に努めなければならぬと思ふ次第である。こゝから生れ出づる頭梁を期待して止まぬのである。其頭梁こそ、建築文化の前驅者たるのみならず、日本精神の推進員と迄に自覺自尊さなければならぬ。此處に於て、私達業者の大祖、手置帆置命彦狹知命中祖聖德太子の御意に通ずる事になり、こゝ迄導て參らなければならませぬ。近來喧しく云はれて居る建築技能者確保問題も、自然解決が出來得るものと思ふ。親が祖先の業に感謝し、子孫に天與光榮の業として傳ふるには、否、傳へる様にさすのには、指導者並に建築企業者諸君の職能に對する格別の御理解により、御鞭達を望んで止まない次第である。

皇紀2608年元旦

(筆者は大阪府大工業組合聯合會常務理事)

輝かしき大東亞戦争第二春を迎ふるに當り、貴重なる紙面を拜借し銃後を守る我々手傳業者として、喫緊の建築界技術者の確保方法に就て愚考の一端を申述ぶる機会を得ました事は、私と致しまして誠に欣快とする處であります。

方法とし先づ第一に我等業者が現在使用して居る、所屬勞務者の移動防止であります。此れは既に勞務手帳法、従業者移動防止令又は昭和16年12月6日公布されました勞務調整令等に依り表面上幾分初期の目的を達せられたるかの感がありますが、憎むべき敵米英の自由主義思想が未だ根強く浸透して居り、私利私欲追求の爲め異動する者が尙數多くある現状である。然しこれは勞務者のみが悪いのではなく、其の責の一端は我々事業主も負ふ可きである。此れを明朗化し現下の政府要求する態勢に即應するには我國傳統の濫かい家族主義を生かすにあると思ふ。

勞務者は事業主を扶けて呉れる良き協力者であり、又兄弟、子供である。勞務者が幸ひなる時は共に喜び、不遇なる時は共に悲しみ勵まし合ふ此の共榮精神、日本人特有の犠牲的精神を以て勞務者に接するならば、彼も同じ血を享けた日本人であります。必ずや私欲追求の爲め、移動すると云ふ様な悲しむべき状態は自然に解決し、技能の適正配置に依り産業能率は倍加され、明朗なる氣持を以て作業に従事するならば負傷等も著しく減じ人的資源活用の折柄期して見るべきものがあると自分は今信するのである。法より真心が肝要である。

第二は技術者の養成並に養成後の確保である。

現在土木建築技術者たる我々事業主並に勞務者は、平均年齢40才以上にして、元氣一杯の青少年

雇入に依ては、既に青少年雇入制限令等に依り、其の雇入は極度に制限せられ、建築技術者の養成補充は目下の状態では甚だ困難である。我々の職の技術とし建方（家の組立）、曳物（區畫整理等に依り家屋全體を移動する作業）、揚前（地面低きため水害等よりさくため家屋全體の位置を高くする）、屋根の漏り修繕等の作業は相當熟練を要し、少くとも、是等技術の養成には3年内至5年は充分かゝるのである。尙現在の物質不足借家難の折柄物資愛護更生の意味に於いても、我々手傳職の職責は誠に重大であり、又必要であります。先に述べました如く青少年雇入制限令、異動、轉業、年配者なる爲に、死亡率の高きこと及徴用等に依り年々技術者が減少しつつあり、現状のまゝ黙過するならば、我々建築界の將來の爲誠に憂慮すべき事態に達せんやも計り難く、此點我々の指導機關である關係官廳の善處を望む次第である。尙一考を要する事は建築技術者に官吏、會社員等の如き退職金其他福利施設、老後の安住の保證がなく、確たる將來の希望なきため、往々にして悲惨なる末路に到る者少なからず。是等技術者に對し我々事業主は各警察署單位又は指導所別結束企業合同をなし、福利施設を設け、技術者の老後の保證優遇確保を致す可きである。

養成に對しては、現状のまゝにては唯案としてのみ考へらるゝ可きものにして、組合に於て費用を捻出し短期養成所並宿泊施設を完備し、技術の指導は學識經驗豊富なる者を學課教師に選び、約3ヶ月間を學課期間6ヶ月を實習期間とし、實習期には組合員の希望に依り、直接現場作業に當らしめ手當を支給養成期限を終了したる者は、適宜組合員の所屬技術者として配置をなす。福利施設は前述の通りとす。以上を以て建築界技術者確保に就いての私見を終りと致します。

昭和17年12月21日記

（筆者は大阪府土木建築手傳業組合聯合會々長）

建築塗装の新情勢に就て

龜谷 開 作

私は不敏ながら現に塗料統制協議會委員の席末を汚してゐる關係上、塗料の生産及其の流れといふことに就ては若干承知して居ります。爲に、私の専門である建築塗装の將來といふことについては、少しく考へる所もあるのでありますが、まだ時期的に纏つたものを持ち合せて居らるのであります。

私は明治30年(21歳)まで、漆塗装に從來して居りましたが、その前年乃ち29年頃からは彼の日清戦争の大勝利によつて齎された、所謂戦勝景氣が動機となつて、我國の事物が一變し一大進歩の途を辿るやうになり、従つて、建築界にもこの傾向が多分に生れて洋風の建築が次第に興り、自然ペンキ塗装が流行し出したので漆塗装を棄て、ペンキ塗装に鞍替した次第でありまして、爾來實に40有6年、この約半世紀の間には幾多の變遷はありました……が、今度のやうな大變革には遭遇したことはなく、全く劃期的なものでありますので、これを名づけて超變革とでも申しませうか。

然らば、この超變革に遭遇した一萬の業者は、如何なる態度を執ればよいか？愚見と致しましては勿論塗料關係から所謂新情勢に乗り出し、新規の態勢をとらねばならぬと考へるが、我業界にも昔と違つて、今は新進有爲の人も多數にあり、その人々の間には既にそれに對する態度も出來てゐるかも知れないし、又出來るのが當然である……といふのは、この行詰つた……といふよりは、今や「光は東方から」即ち我皇國が世界に抛げる黎明＝世界維新といふ大光輝の下に方て、我々がどうして眠つて居られませう。こゝに大活眼を開き所謂世界維新の國是に順應して、我等も一新生命

を拓く、これは我々の義務であると共に、又責務でもあります。そこで考へねば、ならぬことは現狀に於ては、塗料が非常に拂底してゐる。その少い塗料で、又新しい色々の不馴の塗料を巧にこなして、それに依つて有効に作用せしめるこれが一つの技術である。その技術を發揮するには、我々業者も差しづめ有力な研究機關を造り、この機關によつて

(イ)國家の意圖、(ロ)國家の進歩(殊に經濟、文化的方面)、(ハ)社會狀勢、(ニ)建築界の事情、(ホ)塗料需給、就中供出狀況、(ヘ)新塗料に依る新塗装法

如上のものを、適當に研究運用し、これに依て來るべき黎明期の建築塗装に活用せば、始めて皇國日本の新建築塗装が發明成生され、一時期を劃することゝなる譯であります。勿論、これには塗料製造者、建築主並に、建築請負業者ともよく協定し、殊に請負業者の眞摯な協力を得て爲さるべきことは申す迄ありません。即ち防空、防火塗装は元より、健民、文化其他の主旨を體し、又經濟塗装即ち比較的少量の塗料を用ひて廣面積を塗ることこれ等も今後必然的には行はねばならぬ情勢にあり、これ等を綜合したる新塗装法が即ち新建築塗装とや申すべし。

尙終りに製造業界に對する一つの希望なるが、今後は出來得る限り國策上國內に於て生産する原料を以て、新情勢的塗料の製造に銳意せられたくそれには出來得る限り塗装業界の研究機關、又は適當なる業者に交渉をもたれ、獨り製造業者のみの考案に止めざるやう國家的な方法を執られるならば幸と存じます。(筆者は龜谷塗装店々主)

大阪府に於ける 建築用物資配給に就て

平 山 琴 治

大東亞戦争は一面戦争一面は建設だと言はれてゐる。この両面が共に順調に進行してこそ長期戦に勝抜く事が出来るのである。

絶対に勝たなくてはならない此の大戦争に吾々建築に職を有する者は建設の分野に於て戦線の兵隊と變りない心構が必要であり、又戦線の兵隊と變らない責任が在るのである。

大東亞戦争始まつて此處に1年を経、支那事變より5年を経過せる今日一般民需物資の需給に或程度の困難を來してゐる事は止むを得ないことであらう。一般建築用資材も亦或程度の制限を受けることは當然のことと言はなければならない。此の建築資材の制限下に於てもなを相當の速度で建築物が空地を埋めて行く現状を見る時力強いものを感じる次第である。然し一般民需用建築物資が戦前に比し或は2、3年前に比較しても相當減少してゐることは事實で在る。此のことを以て唯不足を歎き聲を大にすべきではない。いかにして不足せる資材を生ずか、如何にすれば合理的な資材の配給が出来るかを靜かに考へて見るべきではないだらうか。生産者、配給者、受給者各人が一體となつてこの不足せる資材を最も有効に國家目的に合致する様眞剣に考へなくてはならない秋である。配給機構の整備と、受給者の心構と、建築技術者の技術的協力と相待つて各製造業者の獻身的な協力を求めなくてはならない問題であらうと思ふ。そして配給當事者は各部門に對する配慮と適切果斷なる處理により總ての問題を敏速に解決すべきであることは言をまたない。

受給者を初め此の資材に手を觸るゝ者總てが資材に對し感謝の氣持と、國家現在を認識して出來得る限りの節約と活用が望ましいことである。

配給機構

昭和15年6月14日の建築用物資地方配給統制機

構の整備に關する商工次官よりの通牒の一部抜萃を擧げて見ると

「事變以來建築用物資＝付テハ使用制限或ハ配給統制ノ形式＝於テ箇別の統制實施相成候處物資需給ノ逼迫セル狀況＝鑑ミ道府縣割當物資＝付テハ一層配給ノ適正ヲ期スルノ要アルト共＝漸次統制物資ノ増加＝伴ヒ各物資ノ跛行的配給ヲ是正シ以テ各物資ノ有効利用ヲ計ルノ要之有」中略「建築用物資＝付其ノ配給ヲ法令＝基ク建築ノ許可、認可等＝關聯セシメ又法令ノ適用ナキモノ＝在リテハ工事事實ノ確認ト併行シ道府縣割當物資量ヲ規準トシテ貴管下＝於ケル緊急ヲ要スル建築計畫ヲ嚴選ノ上之＝必要ナル物資ノ適量ヲ綜合的＝優先配給スル爲メ建築用物資ノ一元的配給統制機構ノ整備並＝之ガ運営＝關シ格段ノ御配慮相成度此段及通牒候也」以下略

以上の通牒に應へて地方建築用物資配給統制協議會が成立されたのである。大阪府に於ても大阪府建築用物資配給統制協議會が成立された。次に協議會の規程を擧げる。

大阪府告示第一三六七號大阪府建築用物資配給統制協議會規程次ノ通り定ム、昭和15年9月6日大阪府建築用物資配給統制協議會規程

第1條 本協議會ハ大阪府下ニ於ケル建築用物資ノ綜合的配給調整ヲ行ヒ且物資需給ノ適正ヲ期スルヲ目的トス

第2條 本協議會ハ大阪府建築用物資配給統制協議會ト稱ス

第3條 本協議會ノ事務所ハ大阪府警察部建築課ニ置ク

第4條 本協議會ハ大阪府經濟部、警察部及學務部關係官並ニ大阪府下ニ於ケル土木建築業者ノ組合代表者及會長ノ委嘱シタル者ヨリ成ル協議員ヲ以テ組織ス

第5條 本協議會ノ事業次ノ如シ

- 1.大阪府＝割當アリタル物資中建築＝對スル割當＝關スル連絡協議
- 2.商工省ヨリ大阪府＝又ハ大阪府＝於テ建築用トシ割當アリタル物資ノ配給ノ方針＝關スル連絡協議
- 3.建築用物資指定＝關スル連絡協議
- 4.建築用物資割當證明書ノ發行＝關スル連絡協議
- 5.建築關係物資統制團體トノ連絡協議
- 6.其ノ他建築用物資ノ綜合的配給統制＝必要ナル事項＝關スル連絡協議

第6條 以下略

以上の配給協議會が府下の建築用物資の配給統制を一手に引受けることになつて居るのであるが未だ建築用物資の總てを扱ふ迄には至つてゐない。現在扱つてゐるものにセメント、釘、補強用金物、鐵鋼、鐵線、網入硝子、鐵板、カタラスター及びスレート、板硝子等がある。之等には割當證明書或は物資指定書を交附してゐるのである。

近い將來木材や耐火木材或は煉瓦、瓦等にも配給統制を實施しなくてはならない状態に有ることが想像される。

先づ現在配給品目中セメントの配給について述べることにする。セメント配給要綱に依れば

「地方長官之部」

- 1.商工省ハ毎月15日迄＝地方長官＝對シ翌月＝於ケル次＝掲グル用途別供給數量ヲ通知スルコト
(イ)、市町村（東京市、横濱市、名古屋市、京都市、大阪市及神戸市ヲ除ク）ノ事業タル一般土木建築工事用
(ロ)、農林、蓄水産業用
(ハ)、1月ノ割當數量15吨以下ノ一般土木建築工事用
(ニ)、一吨以下ノ小口販賣用
- 2.地方長官ハ毎月15日迄＝前號ノ用途別ノ需要申告書（1吨以下ノ小口販賣用モノヲ除ク）ヲ爲サシムルコト

前項ノ需要申告ハ市町村ノモノヲ除キ卸賣業者又ハ小賣業者ヲ經由セシムルコト

- 3.地方長官ハ第1號ノ通知＝基キ翌月分ハ各割當證明書ヲ作成ノ上之ヲ毎月25日迄＝共販會社ノ支店又ハ出張所＝送付シテ指定賣渡人ノ氏名名稱及住所並＝引渡場所ヲ記入セシメタル後之ヲ需要者＝交付スルコト此ノ場合＝於テ共販會社ノ支店又ハ出張所ハ指定賣渡人＝對シ割當證明書ノ交付ヲ受ケタル者ノ氏名名稱及住所並＝割當數量ヲ通知スルコト

- 4.需要調査ノ簡易化及販賣業者取扱數量ノ公平ナル決定ヲ圖ル爲卸賣業者ヲシテ可及的道府縣ヲ一地區トスル商業組合又ハ地方共販會社ヲ組織セシメ之ヲ利用スルコト
- 5.小賣業者ヲシテ可及的商業組合ヲ組織セシメ、組合ヲシテ組合員ノ販賣數量ヲ決定セシメ之ヲ前號ノ卸商業組合若ハ地方共販會社又ハ共販ノ支店若ハ出張所＝通知セシムルコト
- 6.共販會社地方長官ノ發行スル割當證明書＝賣渡人ヲ記入スル場合＝ハ可及的購入申込取扱販賣店ヲ指定スル様考慮スルコト

「共販會社之部」

- 7.商工省ハ毎月15日迄＝共販會社＝對シ翌月＝於ケル用途別販賣數量（地方長官ノ割當證明書發行＝係ルモノヲ除ク）並＝第1項ノ道府縣別販賣數量ヲ共販會社＝通知スルコト
- 8.共販會社ハ商工省ヨリ別段ノ指示アリタル場合ヲ除クノ外前號ノ用途別販賣數量＝對スル比率ヲ需要者ノ査定購入申込數量＝乗ジタル積數ヲ以テ需要者ノ割當數量トシ之＝相當スル割當證明書ヲ發行交付スルコト
- 9.共販會社ノ指定スル團體＝加盟スル者＝對スル割當ハ前號＝依ラス商工省ヨリ通知シタル割當數量ヲ指定團體＝通知シテ加盟者間ノ割當案ヲ作成セシメ之＝基キ割當證明書ヲ發行シ當該指定團體ヲ經由シテ當該團體加盟者タル需要者＝交付スルコト
- 10.第二種軍需及充足軍需＝對シテハ共販會社ハ陸海軍ノ發行スル證明書ノ交付ヲ受ケタル後之＝相當スル割當證明書ヲ發行シ之ヲ當該證明書發行廳＝送附スルコト
第一種軍需＝シテ請負＝對シタルモノ＝付テハ前項＝依ルコト
- 11.共販會社割當證明書ヲ發行シタルトキハ遲滞ナク指定賣渡人＝對シ割當證明書ノ交付ヲ受ケタル者ノ氏名名稱及住所並＝割當數量ヲ通知スルコト

大體以上の配給要綱により取扱つてゐるのであるが大阪府に於ては市町村用は建築課が査定して指定書を發行し之に基いて商工課が割當證明書を交附する。農林水産用は建築課が査定して指定書を發行農林水産課に於て割當證明書を交附する。その他のものは建築課に於て割當證明書を交附するのである。其の他共販會社の部に屬するものも共販會社指定團體加盟者のもの又は15吨以上のものゝ査定は建築課に於て査定をなし指定書を交

附してゐる。

次にセメント割當證明書發行要綱をあげる。

「セメント割當證明書發行要綱」

1. 地方長官ノ發行スル證明書ノ範圍ハ次ノ通りトスルコト

市町村（東京市、横濱市、名古屋市、京都市、大阪市及神戸市ヲ除ク）耕地整理組合、水利組合、漁業組合、蓄産組合及森林組合ニ對スルモノ及1月ノ割當數量15吨以下ノモノ、但シ共販會社ノ發行スルモノヲ除ク

2. 賣渡人ヲ異ニスルコトヲ要スル場合ニハ賣渡人毎ニ割當證明書ヲ發行スルコト

3. 共販會社ノ發行スル證明書ノ範圍ハ次ノ通りトスルコト

地方長官ノ發行スル以外ノモノ但シ第二種軍需ノ充足軍需若ハセメント製品用ニ屬スルモノ並ニ共販會社ノ指定スル團體ニ屬スルモノニ在リテハ1月ノ割當數量15吨以下ノモノモ含ム

4. 割當證明書ノ記載ニ際シテハ割當月欄ト有効期限欄トノ月ノ記載ヲ一致セシムルコト

5. 割當證明書ノ通用區域ハ地方長官發行ノモノニ在リテハ當該發行廳ノ管轄區域ニ限ルコト

6. 割當證明書ノ交付ヲ受ケタル者ハ當該證明書ヲ指定賣渡人ニ交付シ契約書ノ交付ヲ受ルコト

7. 購入者有効期限内ニ指定販賣人ニ割當證明書ヲ呈示シ契約書ノ交付ヲ受ケサルトキハ割當證明書ハソノ効力ヲ失フコト、コノ場合ニ於テ購入者ハ無効トナリタル當該割當證明書ヲ地方長官發行ノモノニアリテハ當該地方長官ニ共販會社發行ノモノニアリテハ共販會社ノ支店又ハ出張所ニ無効トナリタル日ヨリ5日以内ニ提出シテ更ニ割當證明書ノ交付ヲ請求スルコト

8. 割當證明書ノ様式ハ別紙ノ通トスルコト、以下略

其の他の建築資材の配給についてはカタラスター、釘、補強用金物（規格寸法によるもののみ）、鐵鋼（ワイヤーラス、メタルラス）、鐵線（構造用のものみにて6番、8番、10番）、網入硝子、鐵板（樋の類を除く）等である。以上の物資に對しては各々割當證明書を建築課に於て發行するのであるが板硝子の1500平方尺以上、スレート100枚以上の浪板又は大平板及び1000枚以上の小平板に對しては物資指定書を交附して居る。

割當證明書に對しては各販賣所を指定して之が入手に責任を負ふことになつてゐるのであるが、

指定書は使用數量の指定をなせるもので之が入手には責任を負はないのである。

木材の配給については未だ實現を見ないのであるが近い將來配給品目に加へられることと思ふ。木材は建築用物資中の最重要資材であり其の上材種、品種、寸法等を考慮の要があり建築の様式、工法等の種類が各種各様であるため配給についても困難なることが考へられる。

諸法令と物資配給の關係

諸法令により許可、認可又は届受了的建築物に對しては之が副本に割當證明書下附願を添附して申請すれば直ちに物資の割當證明書を交附するのであるが、商工省よりの割當數量並に各製造工場の製品高等により一般申請者の希望通りの數量を割當することは困難である。一應許可、認可の願書の内容により構造を考慮して技術的査定をなすのであるが、この査定も技術的に見てなし得られる最少限度の數量であることを承知して置くことが必要である。構造或は強度の點で法令の指示を受けたものに對しては其の點特に考慮して規定の強度を得、或は規定の構造となし得るに必要な資材の適量を割當てゐるのである。然し時により法令の規定する構造となす爲めの物資が不足して或る一部分のみの工事のために行詰りを來たしてゐる例を見ることがある。此の場合資材の入手見込のない事を工事前に知ることを得たならば他の方法により（建築物の構造或は配置等）適當に處置出來得るものも相當にあるのである。之は許可、認可と資材との適切な連絡を缺いて居る爲でかゝる問題に對しては當事者は直ちに適當な連絡方法を考へるべきである。と同時に未だ配給品目に指定せられて居ない物資に對しても速かなる竣成をなし得られる様努力すべきであらうと考へる。

現物と配給

建築用資材の現物は各指定販賣所に於て扱つて居るのであるが、割當證明書の交付を受け直ちに現物を入手出來得るのが理想であり當事者に於ても極力努力してゐるのであるが或る物資については、1箇月を経過せるも未だ現物の入手を見ないと言ふことを聞く。事情は他にも在るであらうが第一に考へられる事は運輸機關の問題である。輸送の問題は他との關係も生じて簡單には解決出來

ない問題とも思はれるが之が解決は絶體的である

受給者側に於ては割當證明書の交附を受け直ちに販賣所にて購入又は契約をなさなくてはならない。往々1箇月の有効期間を相當経過した證明書を持つて再交附を申し出て来る者もある。各々事情は在るであらうがかゝる事は注意しなくてはならないことである。

又、受給者が一應資材の割當を受けた後に工事を廢止する場合も生じて来る。この場合割當證明書を返戻するのであれば未だ處置しやすいのであるが現物の配給を受けた後にかかる問題が生ずると現物の返戻をなさなくてはならないのである。相當の重量物であり運輸機關の不足の折柄かゝることは時につゝしまなくてはならないのである。セメントの如く濕氣により變質するものは保存の悪いために一部の使用を不可能とすることが在る。重要な資材を無駄にする様なことはたとへどの様な事情にもせよ許さるべきではない。

配給機構の再検討

建築用資材の配給に従事する者の心得としては建築用物資の公平なる割當と敏速なる現物の配給と同時に、建築資材の総合的な配給をなし資材入手の爲めの時間的空費を防ぐことを常に考慮して配給事務をなしてゐるのである。然しながら現状を見る時満足すべき状態であるとは決して考へてゐない。配給品目を増加して配給資材のみにて完全な建築物の竣成をなし得られる迄になすべきであることを痛感してゐる。煉瓦にしても瓦、石灰耐火木材並に疊等に至る迄配給品目に特定すべきではないだらうか。それぞれに事情はあると思はれるが現在の儘に放置さるべきではないと考へる

セメントは地方長官の發行する割當證明書とセメント共販會社の發行する割當證明書とになつてゐるが本府に於ては査定を總べて建築課に於てなしてゐる爲め割當數量の點では同一の定規により査定されてゐるのである。

次に重點主義による資材の配給であるが、現在國家が要求する最重要なるものを優先的に配給すべきことは何人もうなづけることである。然し實際には重要と目されるものゝ資材(特にセメント)入手に相當の日時を要し或は必要物資の數量を相當に減じられてゐることのあるのは考へ

なくてはならない問題である。

各部門に分割せられてゐる現在の機構のためにかゝる不合理を來してゐることを考へられる點が相當にある。府全體を一手に確保しての重點配給であれば府下の内での重點配給をなし得るのであるが各部門に分割せられてゐる現在では其の部門内に於てのみの重點配給であり全體としての重點配給でない場合が生じるのである。各部門に割當の際の割當數量は各部門の重要性に於て決定せられることであらうが消費者側の必要とする時機等の爲めに或部門に於ては、剩餘を來し或部門に於ては不足を訴る事になるのである。

又セメント共販會社の指定せる團體の加入者は加入團體に申込み之が割當を待つ時間的な問題もあることと思はれる。重點主義の配給は考慮されて居りながら未だ完全な域には達せられないのである。この問題については其の都度適當の處置を採り出來得る程度のことはなして來たのであるが、根本的な問題に遡つて考へて見なくてはならない問題ではないだらうか。

上述の各問題につき配給當事者は受給者、製造業者、其の他の關係者と意見の交換をなし圓滑なる配給をなすための研究會なり座談會なりをししばしば行ふ機會を得ることは必要なことであらうと思ふ。製造業者の實狀を聞き或は苦心談を聞くのも意義のあることであり、又消費者の困つてゐる問題なり希望なりを聞いて對策を研究するなり、配給者側の希望なり注意事項なり或は全體的な物資の状態なりを發表して消費者側の協力を得る等のことも重要なことであらうと考へる。

現在の各方面の状態を各人が一應知つてゐることは配給當事者も消費者も心構に於て重要なことである。未だに戦前の設計を固守し或は戦前の工法によることを信条としてゐる者も皆無とは云へない状態である。かかることは之を認識不足とのみ笑つて過ごせる問題ではない。心構の出來てゐる者と出來てゐない者との資材に對する考へ方が相當に大きな働きをなすものであるからの状態建築主も設計者も工事施工者も各人が現在の物資をよく認識しそれぞれの立場に於て相援けこの物資不足の時代を乗切することを切望する次第である。

(筆者は大阪府警察部建築課技師)

建築と造園

—特に造園圖學に就て—

白 川 泰



第 1 圖

— 序 —

「建築と造園」之れは最近の言葉を以て云へば表裏一體をなすものである。建築と造園之れを有機的一體として考へることにより、その建築物と共に、その敷地その一園地をして、一層その實用的利用價值を増大せしめ、一入その美的効果を發揮せしめ得るに至るものなることは、今更多言を勞して説明する迄も無い事實である。如上のことは最近婦人建築工藝研究所に於て、造園學の講義を進むる内に如實に考へさせられたことである。従つて、此處には建築と造園との關係を述べ、造園學なるものの、より明確なる御理解を願ひ、次いで、未だ統一なき、造園圖學に就き一見以てそ

れが何を表示するものなるやの統一ある、而も建築設計圖をして、一段と完成せしむると同時に之れに多分の潤ひを與へ、美的價值をして向上せしめ得ると思惟される、最近獨乙に於て建築・造園界に一般に採用せられて、その効果を揚げつつある造園圖學を紹介し、以て建築・造園技術者の參考の一端に資せんとして筆を起すものである。尙本造園圖學は造園界に於ても未だ未發表のものにして、茲に「建築と社會」を通じて造園技術者にも呼びかける所のものである。

— 建築と造園 —

或る敷地内に建築物を築造する場合、先づその建築物の位置・方向を決定しなければならぬ。それには或は採光・通風・家相上の方位、或は各種法規等と云つたものが考慮されてなされるのであるが、更に採り上げられなければならぬことは、建築物或は建築物の間取りと空地とを有機的一體として、如何に利用上利便的に、美觀的に、風致的に考慮されなければならぬかと云つた問題である。此等諸問題を綜合的に考慮されたる結果として、こゝに建築物のその敷地に對する理想的な位置・方向と云つたものが決定され、建築物を美化修飾し美的並に風致的効果を揚げ、空地を活して用ひ得らることとなるものであり、最近では敷地内の空地を建築物の延長と考へ、一つの戸外の室と見做して Outdoor-room なる文字をすら使用されてゐるのを見受けるのである。この或る敷地に於ける建築物の合理的なる位置・方向を決定し、更にこの建築物の壁面・屋上或は建築物の周圍の敷地内の空間を自然的・人工的材料を以て或は平面的に或は立體的に修飾美化しその敷地の位置する風致的還況との融合・改善・美化を計り、又その敷地自體或は建築物と敷地及びは建築物自體の



第 2 圖

修飾美化を計り、實用的に一層利便ならしめんとするのが、造園の一つの使命である。

又、住宅地の計畫の如く一團の集合せる住宅の全體的配置・地割及び美化・修飾・風致・景觀の造成等も亦一使命であり、従つて、地區計畫、都市計畫・地方計畫・國土計畫の一部をも分擔するものである。

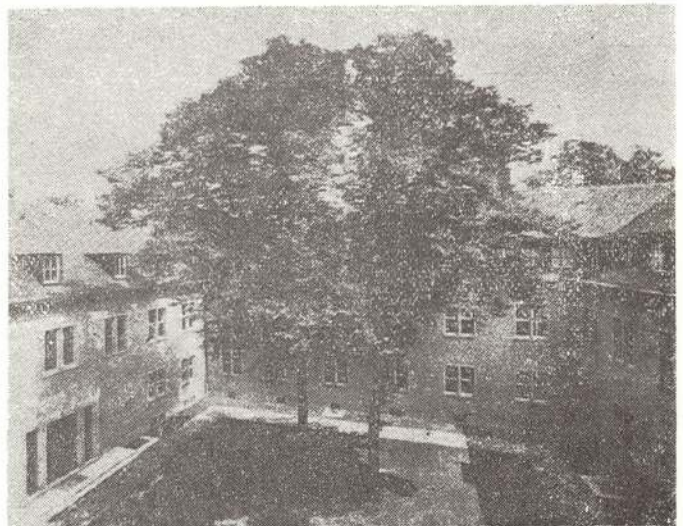
又、公園・遊園・運動場・都心廣場・記念廣場其他各種廣場・廣路・公園道路・遊歩道等の如く、ある擴りを有する空間に快き氣持の裏にその有する各々の目的を十分に達成せしめ、その目的にそつた理想的な地割の上に自然的人工的材料を以つて修飾美化した空間的構造物を造成することも亦造園の一つの使命であり、國立公園の如くその國固有の風景地その國の卓越せる景勝地の保存助成を計り、更に又積極的にホテル・山の家・鍛鍊道場・キャンプ場・海水浴場・溫泉場・水族館・ボート場・ヨット場等を配置し、それらの間にドライブウエー・ハイキングコース等を計畫し、スキー場・スケート場・ゴルフ場等を施設することも一つの使命である。

大體以上述べたる所が造園の使命とする所であり、その何れもが建築

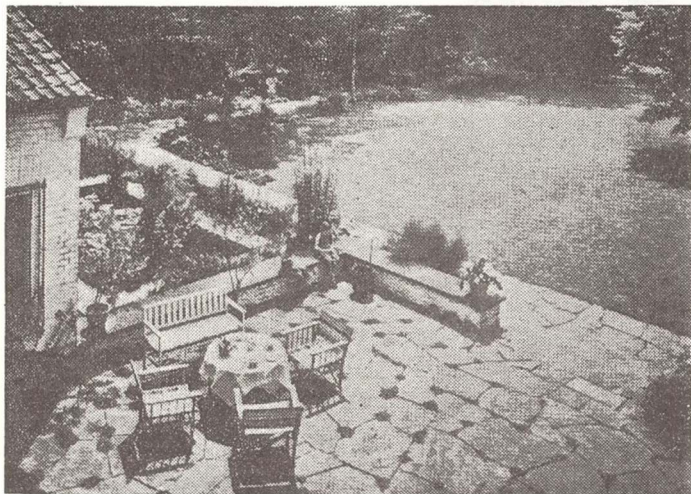
と密接なる關係を有するものにして、更に將來の發展にそなへて過去を振り返り、その發展の歴史を究明し、又、その材料・構造・意匠・計畫・施工・保護・管理そのものに就ての理論と實際の研究を進むることも亦造園の重要な使命とする所である。

而して、造園が學として確立されその體系を整へるに至つたのは極めて最近のことにして、その範圍は今尙ほ擴大されつつあるの現狀にして従つて造園なるものを定義することは誠に困難なることなれども、今日一般に

造園とは……鑑賞・保健・衛生・休養・慰樂・教化・防災等の目的を以て自然を享用せしむるための美的空間構造物を指す。と定義されてゐるのであり、昔は之れに對し造庭・風致園藝・景園なる語が用ひられ來たつたものであり、外國では Landscape-architecture なる語を用ひ、古くは Landscape-gardening なる語が用ひられ、前者は多く米國に於て後者は英國に於て之を用ひ、獨乙では Gartenkunst 又は Landschafts-architektur 佛國では L'art des jardins なる語を用ひてゐるのである。



第 3 圖



第 4 圖

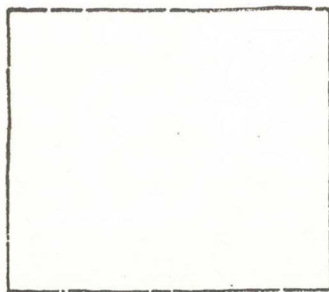
造園學とは……造園に關する理論と實際との體系的知識を云ひ、造園史・造園材料・造園構造・造園意匠・造園計畫・造園施工・造園保護・造園管理・造園圖學等より成立するものである。

而して、造園技術者は大地の自然的乃至は人工的修飾美を強調和合し、更に裝景施設をなすこと

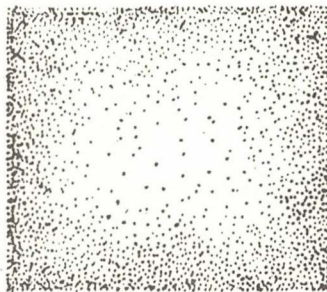
により其の價値を一段と向上せしむる寧ろ藝術家とも見倣さるべきものであり、これを史的に研究するのみならず、其の構成に就て科學的に闡明し、近代思想に立脚し、生活藝術としての新しい境地に於て厚生的性能の増強を企圖なすの方面にも進展し、其れが設計營造は建築・土木の學の對象となすところに類する所尠しとはせざるも、就中自然と生物の合理的取扱ひに重點を置き、美的構想と社會的運營の調整を計る等の特殊學術と技術・技能の蘊奥を極むる者にして、建築及び土木の學と技術に密接なる關聯を有するものにして

特に建築とは表裏一體をなして完成されるものであり、建築・造園兩學を習得して初めて完全なる建築技術者或は造園技術者と云ひ得るものであり殊に造園圖學にありては建築圖學を一層完成せしめそれに対し一段の潤ひと生氣とを附與するものである。

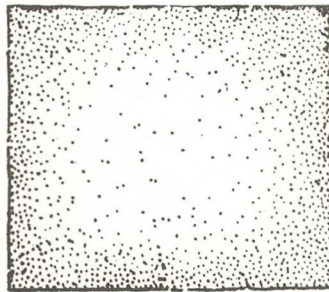
I. Rasenflächen.



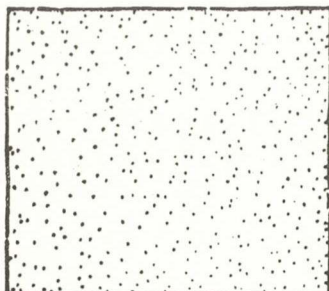
①



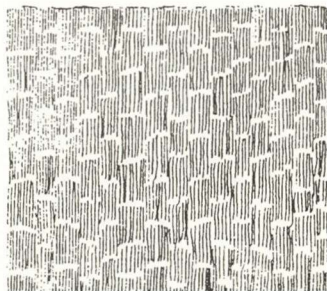
②



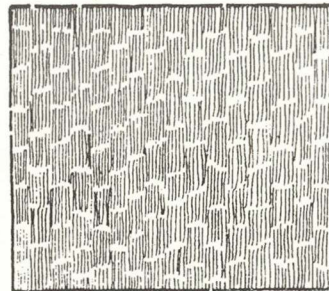
③



④

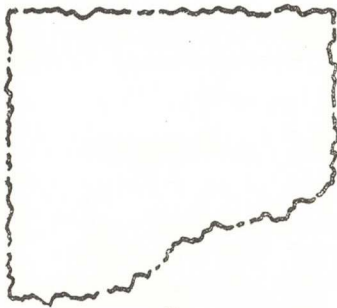


⑤

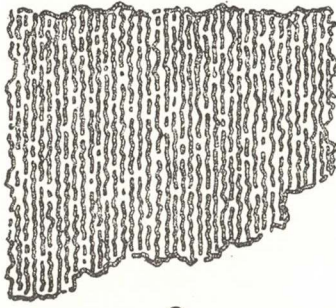


⑥

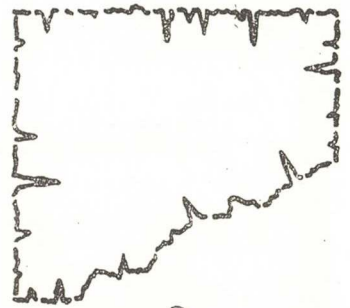
II. Laubholzflächen.



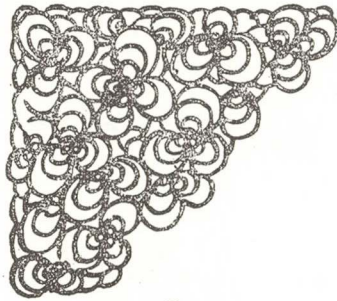
①



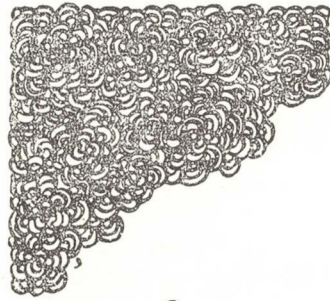
②



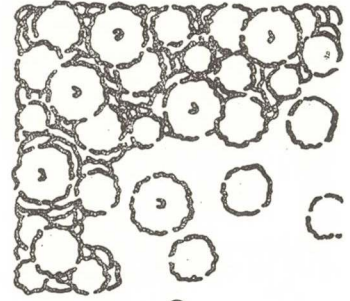
③



④

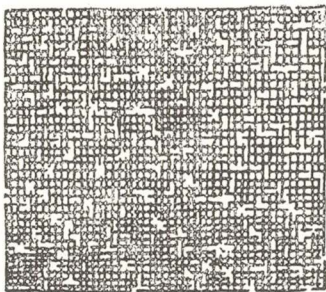


⑤

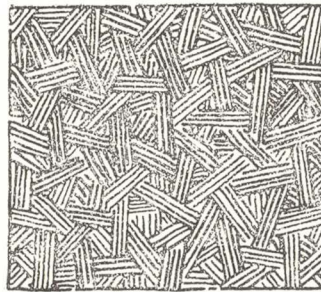


⑥

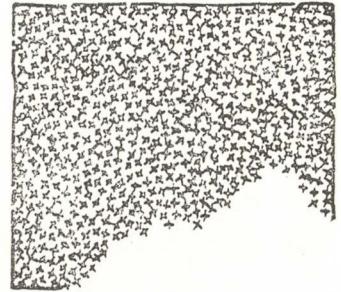
III. Nadelholzflächen.



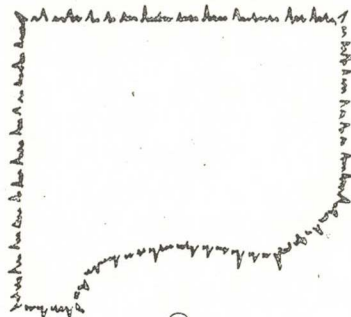
①



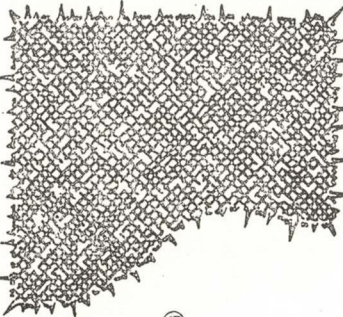
②



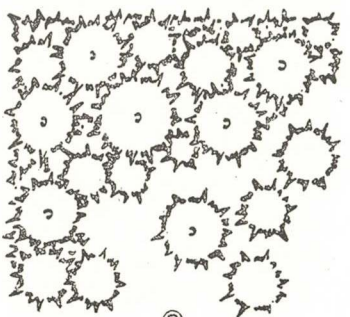
③



④

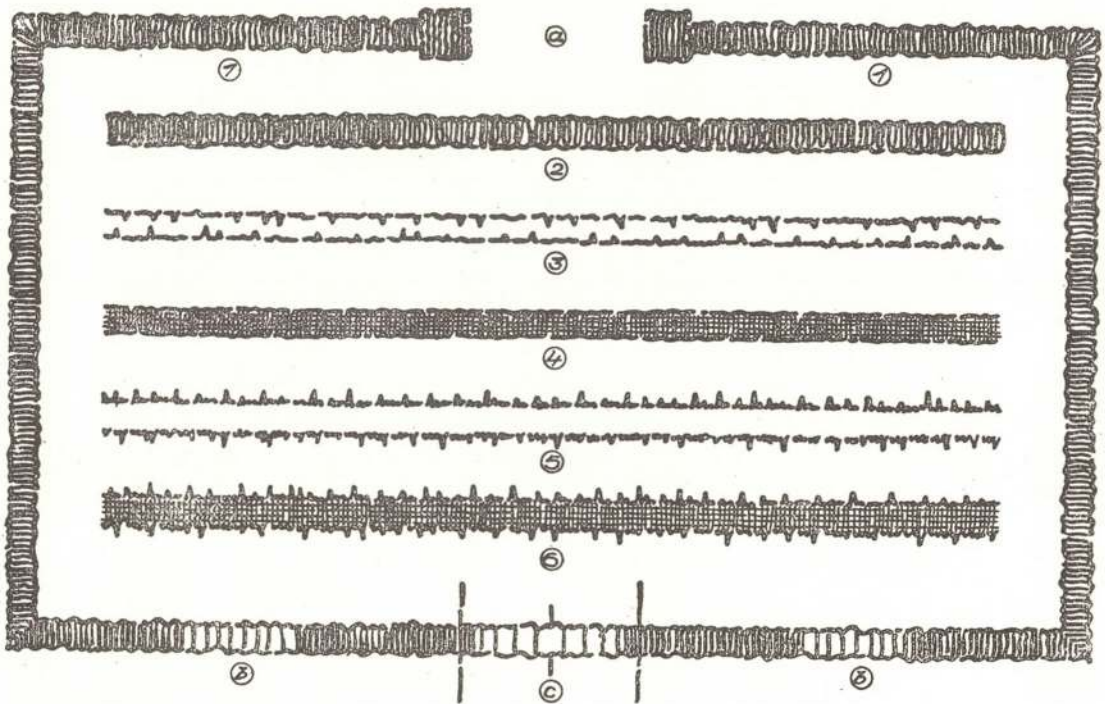


⑤



⑥

IV. Laub- und Nadelholzhecken.



—造園圖學—

造園製圖に關しては、從來建築界は勿論のこと造園界に於ても未だ確立せる表示法を有せず、人に依りそれを異にし、従つて中には折角の建築平面圖に何等の潤ひをも與へざるのみならず、更に一見以てそれが何を表示するものなるやの統一の觀念を有せしめず、甚だ遺憾に感ぜられ來りし所にして、此處に最近獨乙の建築・造園界に於て盛に採用せられ、獨乙造園關係學校に於て教授なされつつあり、建築平面圖をして一段と潤ひあらしめ美的に効果あらしめ且又それを以て一見何を表示するものなるやの統一の觀念を有せしむる圖法を紹介し、以て建築及び造園界に於ける造園關係製圖法に統一の確立を計らんと慾するものであるが、先づ此處にはインキングをなす場合に採用するべき表示法を紹介し、次いで鉛筆製圖に適當なる表示法に就いて逐一説明を及ぼさんとするものである。

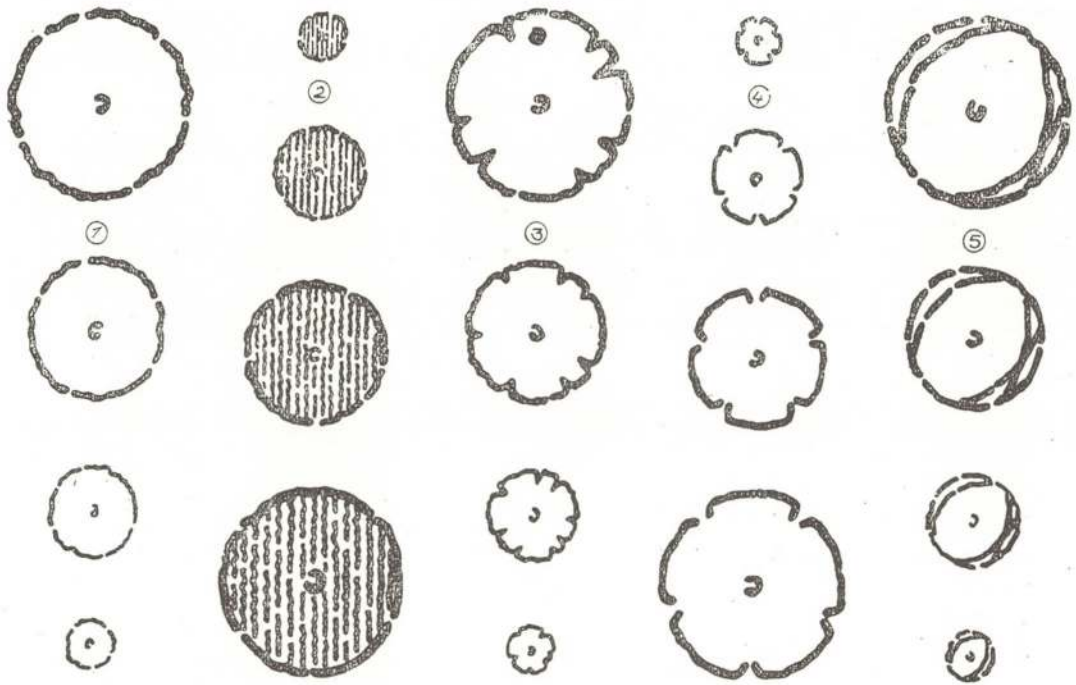
I は芝生帶の表示法にして、一般に—1—3—4—6—の如く芝生帶の縁邊部を特に線で以て區劃し

たるものは、芝生帶の周圍に切石等の如き區劃的な構造物により區劃されたる場合を表示するものであり、點々の連續又は垂直な平行狀線群により引き切りとされたる場合は芝生帶の周圍に何等區劃的な構造物を有せざる芝生帶縁邊部を表示するものである。

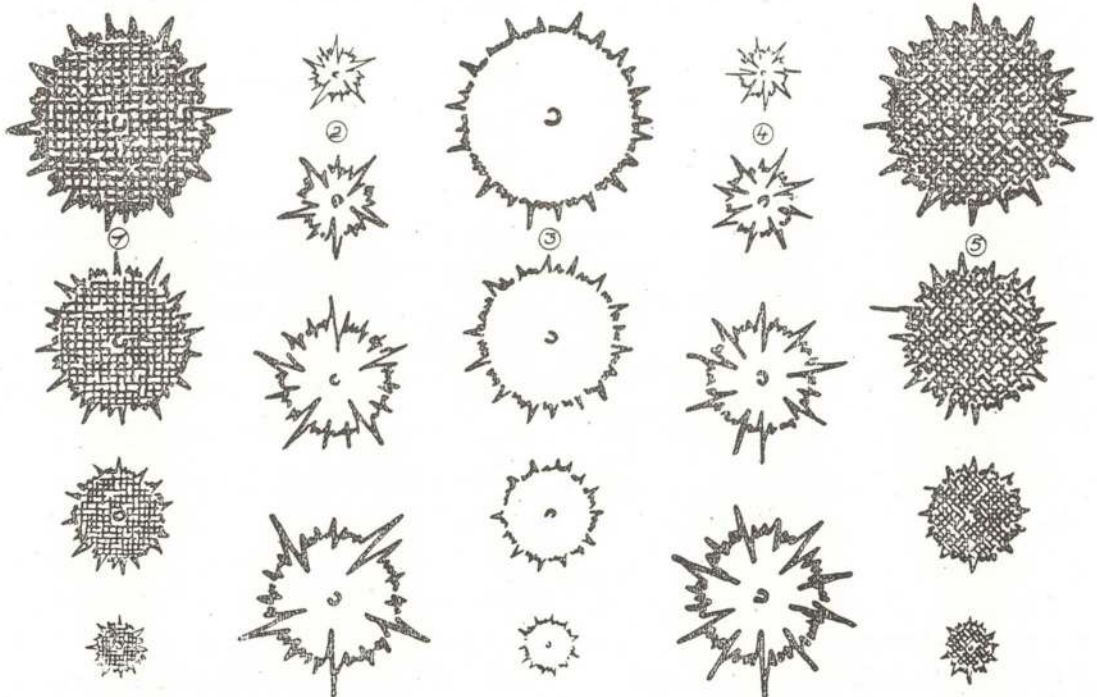
—1—は特に彩色表現をなすに適當なるものであり、—2—は芝生帶の縁邊部を點々で以て區劃し縁邊部に於て密に内方に従つてその密度を減じ内部に於ては完全にその姿を没する如くなす表示法にして、—3—は點々の縁邊部を更に線で以て區劃した場合にして従つてこの場合縁邊部に於ける點々の密度は—2—の場合の如く密なるを要しない。—4—は縁邊部を線で以て區劃し内部一様に粗なる點々を以て表示するものにして、—5—は約5 mm 位の間隔で以て垂直な平行狀線群を畫がいて圖示の如き表示をなすものであり、—6—はその縁邊部に更に線を以て區劃を表示したものである。

II は潤葉樹の植込帶の表示法にして—1—2—3—

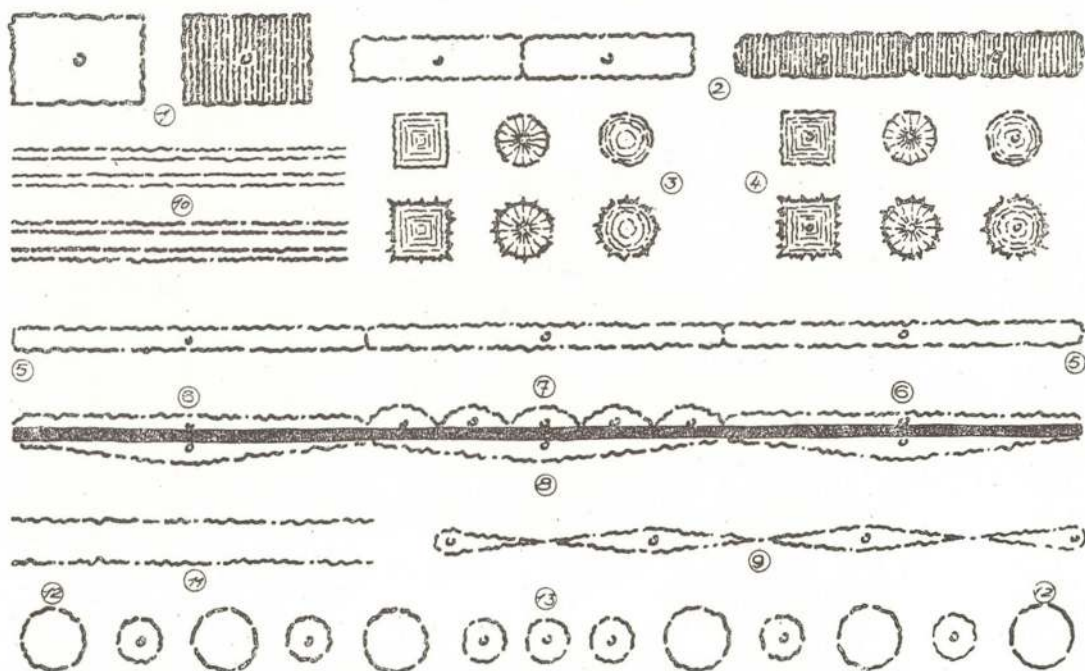
I. Laubbäume.



II. Nadelbäume.



III. Fier- u. Reifgeköpfe in strenger Form, Baumrost.



は叢林を表示するものにして、—1—3—は特に採色表現をなすに適し、—2—は内部を垂直方向の平行状線を以て塗り潰したものであり、—4—5—はその内に次いで高い灌木を混する樹帯の表示法にしてその心々は高い部分を表示し、—6—は更に高さ若干の有幹喬木を混する場合の表示法にして、個々の喬木の表示についてはVの場合の如き有幹喬木の表示法を採用し、他の混する灌木との差異を區別せんとするものである。

Ⅲは針葉樹帯の表示法にして—1乃至5—は針葉の叢林又は灌木群を表示し内部を圖示の如く一様に各法に従つて塗り潰し、—4—は特に單純にして採色表現に適するものであり、周囲の鋸齒の主方向は基線に絶えず垂直なる如くなすものにして、—6—はⅡの—6—の場合に準じ有幹喬木を混するものの表示にして、その有幹喬木の表示はⅥに依るものである。

概してⅡ、Ⅲは一團の樹林帯としての限界を形成するものの表示法である。

Ⅳは潤葉樹生籬と針葉樹生籬との表示法にし

て、—1—は隅角部に對し二つの異なる表現法を有する潤葉樹生籬を表示し、横線は基線に對し常に出來得る限り垂直なる如く注意をなすを要し、—1a—は柱形を有する生籬門を—1b—は生籬の窓を—1c—は一本の道を通する生籬のアーチを表示し、—2—は横線を出來るだけ基線に垂直をなせる蛇線を以て満たせる潤葉樹の生籬を表示し、—3—は潤葉樹生籬にして單純にして採色に適するもの、—4—5—6—は針葉樹生籬にして—5—は單純にして採色用のもの、—5—6—は—2—3—に準ずるものにして、但し鋸齒状の主幹線は出來得る限り基線の方に直角ならしむべきであるが、併し乍ら、それにより決して鋸の形を思はしめる形成をさなければならぬ。

Vは潤葉樹の表示法にして、—1乃至5—は出來得る限り自由にして震はせたフリーハンドの圓環を畫くと云へども輪廓線は餘り大きく震はせては醜きものとなるおそれがある。—2—は垂直な平行状線にて満たしたものであり、—4—は目測で以て5つに等分された圓弧状線で區劃したもので

ある。

Ⅶは針葉樹の表示法にして、—1乃至5—は齒形の主方向を放射狀に周圍に散出せしめたるものにして輪鋸狀の形成を生起せしむるの醜くさを避けなければならぬ。—1—5—は内部を線で以て塗り潰したものであり、—2—は目測にて5つに等分した間隔を保持したものである。

—2—4—はモミ・トウヒ・カラマツ・ヒマラヤシダ其他之に類するものの表示に適し、—1—3—5—はマツ・イチキ・ビヤクシン・コノテガシハ・スギ・ヒノキ等に用ひられて適當なものである。

Ⅶは整形刈込樹と果樹の表示法にして、—1—は箱型に刈込める樹木、—2—は高生籬、—3—上

列は幹を有せぬ角錐形・圓錐形・球形の潤葉樹のピラミッド形刈込樹、下列は幹を有せぬ角錐形・圓錐形・球形の針葉樹のピラミッド形刈込樹、—4—は同上の有幹刈込樹、—5—は纏繞植物樹牆に類する孤立果樹、—6—8—は壁面からみたる纏繞植物に類する果樹の類、—7—は壁面からみたる垂直に立ちあがる糸狀植物、—9—は水平方向に一方又は兩側に枝を張れる糸狀植物列、—10—は—オランダイチゴノ類の列、—11—はキイチゴの類の列、—12—はスグリ等灌木果樹の類の列、—13—は喬木果樹の類の列を表示するものである。

(未完) (18.1.10.)

(筆者は大阪市役所公園課技師)

合同御挨拶

謹みて大東亞戰下第二春を祝し併せて各位の御健勝を奉祈上候
陳者平素は格別の御愛顧を蒙り誠に難有厚く御禮申上候 憶へば創業以來正に二十年御蔭を以て大過なく、木材工業を通じて聊なりとも御奉公の一端を果し得たるは之全く御後援の賜と存じ洵に感謝に堪えざる次第に御座候
然るに時局は急激なる進展の下に愈々本格的段階に達し吾々帝國臣民たるものは業種の如何を問はず、一億一心國策に應へ各々其持場に於て奉公の誠を放すべきの秋、茲に左記四社合同のもとに、大和工業株式會社を設立仕り微力なりと雖も互に其長を取り短を捨て多年の經驗に基く技術と大和の精神を以て大東亞戰爭目的完遂の一役を果たし度存念に御座候
希くは弊社の微意の存する處を御賢察賜り新生第一步發足の新會社に對し更に倍舊の御後援指導御鞭撻を仰ぎ度、茲に謹んで永年の御眷顧に衷心より感謝の意を表し併せて今後一層の御引立あらむことを偏に奉懇願候
追而此春一月よりの御用命は大和工業本社へ仰せ付けられ度既に御契約済の未納品は新會社より納入可仕候間何卒取極了承後下度候
昭和十八年新春

昭和十八年新春

大和工業株式會社

和 田 工 務 店
合 資 會 社 依 田 商 店
合 資 會 社 寺 井 洋 家 具 部
笹 岡 木 材 工 業 合 資 會 社

◎營業科

一、軍需木工品製作 一、建築裝備設計施工

◎本社所在地

大阪府西區阿波座一番町一丁目 電話新町二八八四番

◎工場

大阪府西區阿波座一番町一丁目 電話新町二八八四番

◎倉庫及木材乾燥場

大阪府大正區千鳥町 電話新町二八八四番

大阪府大正區千鳥町 電話新町二八八四番
大阪府大正區千鳥町 電話新町二八八四番
大阪府大正區千鳥町 電話新町二八八四番
大阪府大正區千鳥町 電話新町二八八四番
大阪府大正區千鳥町 電話新町二八八四番
大阪府大正區千鳥町 電話新町二八八四番
大阪府大正區千鳥町 電話新町二八八四番
大阪府大正區千鳥町 電話新町二八八四番
大阪府大正區千鳥町 電話新町二八八四番
大阪府大正區千鳥町 電話新町二八八四番

百の手に觸れんよりは、十の目に觸れん。十の口に上らんよりは、あはれ一の胸に上らん。とは齊藤緑雨の悲願であるが、この一篇に限つては、そんな事では満足できぬ。十の胸よりは、百の口。百の口よりは千の眼にふれ、しかも千の胸にとどまつて、せめてその一の心になへば、残りの999人は、よいとも悪いともいふてはくれず、その場かぎりの愛想をさへ惜しまれても、あきらめはつくといふ魂膽である。

1

奥州で朽ちず、大陸に渡つた義經こそ成吉思汗であるといふ、新作能『義經』とは、これは趣向が變るけれども、幸田露伴の描いたものでは、成吉思汗の父也速該巴阿秃兒が、塔々兒征伐の陣營に、我が子が右手に血の塊を握つて生れたといふ瑞報をうけ、『美しい者にならずとも強いものになつてくれ、どうぞ強い者になつてくれ、強い者になつてくれ』といつて鐵木眞と命名する、その物語の終末まで、『銘々が自分の事だけしか思つてゐぬ者は征服さるべきものだ、彼らは平等だ、一個一個だ、自分さへよければ幸福だと思つてゐる。身體に頭なく、衣服に領なくしんもなければしまりもない。あゝいふものが征服さるべきものでなくて、どこに征服さるべきものがあらう!』といふ勃端察兒(成吉思汗の祖)の意氣がみなぎつてゐて、成吉思汗の誕生の偶然ならざる事を思はせるものがある。この物語中、成吉思汗の大叔叔父忽圖刺が金國皇帝に謀殺された叔叔父俺巴孩合罕のあとをついで、合罕に推擧される大集會の場面で、也速該が忽圖刺を賞讃することばに、

『あらゆる吾ら蒙古及び泰赤烏特の人々は今ここに忽圖刺合罕を仰ぐことになつたを喜ぶ。合罕の剛勇は人々の知つてゐるところである。その聲は七つの嶺を隔てて猶能く人を指揮するに足ると

いはれてゐる。その力は大なる男を折つてふたつにするといはれてゐる。一度の食事に一匹の羊を盡し、一臂の力は能く馬をぬかるみより抜くに足るといはれてゐる。かくの如き剛勇で、そして合不勒罕の子で、俺巴孩合罕の第一に名指された忽圖刺殿を吾らの合罕としたことは、吾らの榮のしるしである』

といふのがある。卒然として読み下せば、何の奇異もないが、問題は、この詞の中に含まれてゐる途方もない臂力讃嘆の表現である。よく馬をぬかるみより抜く程の臂力が、この極端な弱肉強食の時代に、貴いものであつたことは、成吉思汗の父をして『美しい者より強い者になれ』と叫ばしめたことと共に、臂力即ち力であつた、この時代の時代思潮を雄辯に等語つてゐる。

2

事實、この時代の大陸の彫刻で、力を表徴したものでは、身體の他の部分とは比例を破つて強大な腕がみられる。ホーレン草の罐詰を食つたポパイのような美事な腕と彼の仇役のどてつ腹のような腹とを供へたのが、この時代の彫刻に多い。天部力士像などになると、なる程羊の一匹位はすつぽりと入りそうな大きな腹と牛一匹位は樂々とさしあげそうな太い腕とが、身體全體を率ゐて、觀者にせまつてくるものがある。即ち、大陸で、この時代には、力とは臂力であつたのである。同じ力を讃美したものでも、我が國上古の埴輪の武將における表現は、また著しく異なる。これはまた萎えてなえそうな纖小な腕と胴體とに較べて、驚くほど著大な脚部がある。これをその作品陳列の方法や、材料の相違にのみ起因するとみるは、いささか淺慮といふべく、力に對する、時代と民族の觀念の相違とまでみなければなるまい。また、これらの諸例とは反對に、力を否定した表現に、フラ

ンス人形の如き、極端なる細腰長脚で、往年流行の夢二式細首とともに、寒心ものであるが、これも亦肢體に對する時代思潮の率直な表現であらう。幸ひ我が國には、これらの幽靈思潮の横行をゆるさず、御所人形の赤ん坊や、まさかり擔いだ金太郎などの、力の満ちあふれた表現が儼存して大東亞共榮圈に立つ今日の日本のために、上古以來の脈々たる力を傳へ來つた。

3

たゞに力の肯定と否定とに限らず、飛鳥天平その他の佛體一つとして人體を正直に模倣せるはなく、何れもが、それぞれの時代の思潮を顯現してゐる事は興味が深い。彫刻における變型は、昔は無意識に行つたらしいが、近世では作爲的に變型を試みる。彫刻は模型でないから、實物と寸分たがはぬものを造つても、生々した感動の得られる筈がなく、恐ろしく長い手や、氣味の悪いほどまつすぐな腰があるかと思へば、頭より大きな肩肉や、首より太い腕があつても、一向にみる者に奇異の感あらしめず、却つてそくそくとしてせまつて來るものがある。これは變型による表現の強調と消却であつて、その背後には、その時代の思潮が把握され、表現を希求してゐるからであらう。我々は、また、その時代の民族に通ふ何かのつながりを持つ度合に應じて、その作品を味はひ得るのである。

4

さて、かくも長々と述べ來つた所以は、先づ、この藝術的作品にひそむ時代思潮の感得といふ事を、我々の建築を觀、建築を考へる上に應用する事を述べてかからふと思ふからである。

そこで、その記述に入るまへに、在來の建築歴史といふものが、どういふものであるかを少し述べてみよう。まつた、そのも一つまへに、一般歴史學といふものが、如何に困難な學問であつて、種々考究する餘地のある事を述べてみよう。

例へば、上古我が國に何時の頃から漢字が傳つたかの問題についてみるに、神功皇后の三韓征伐後、應神天皇の16年に朝鮮から阿直岐が論語・千字文を携へ來り、翌くる16年には玉仁が漢文字を奉獻し、菟道稚郎子皇子が、この兩名について、學ばれたのが始まり、といふ事になつてゐる。と

ころが、これには異説があつて、漢字はそれよりも200年乃至300年も前即ち紀元600年頃に、既に傳來してゐたともいふ。この説の論據は、その頃の支那の年號入りの漢鏡が我が國において發掘され、その背面に文字が入つて居り、鏡面よりも鏡背の文字とか模様とかに重點をおいたものであるから、その鏡背の文字を看過する筈はなく、またその文字の含む意味を知らずにすまず筈もない、といふにある。この説明の方法によると、第1・鏡は支那で製作されると時を経ずして輸入され、第2・その時代の人々は鏡面より鏡背に重きをおき、第3・その頃の日本人が模様と文字とを區別して認識し、第4・その文字の意味をも解し得た、等々の4項を無條件で承認してかかる事になるのであるが、事實は果してそんなものであらうか。深く考へれば、第1・製作後數百年を経て輸入されたかも知れず、第2・鏡背よりも鏡面の方がはるかに魅力であつたに相違なく、第3・果して便化せる文字と模様とを識別し得たかは大きな疑問であり、第4・ましてその文字の意味にまで考へ及び得たかどうか、等納得しがたきものがある。かくの如くどちらにも解釋し得る資料を以つて、假説に沿つて都合のよい判定を下してゆく事は、危險この上もない。貴く稀なる鏡であつたればこそ、その背面に技能の粹を蒐めて裝飾したのであつて、そのために鏡面への關心を軽く見ねばならぬいはれはない。それを現代流の頭で考へると、うつりの悪い鏡面より背面裝飾圖案の方がはるかに興味があるから、昔の人もそうであつたらうなどと身勝手な解釋におちいる事にもなるのである。

5

現代の歴史學には、このような不完全なる考察がなされてゐる部分があり、建築歴史學も亦その亞流を汲んで、同様のそしりなきを得ないのである。從來の建築歴史學は、徒らに遺構部材の寸尺曲線の性質、型式系統などの究明に専念し、足らざるところは文獻を涉獵し、果ては、これから先きは資料ないから判らない、と投げをうつのみで、毫も現在のもの、眼今の前に建ちつつあるものが上古の流を棹さす舟のように、また祖先のない我々でない如く、建物も亦忽然として眼の前に出現したものでない事に氣がつかず、古い事古いものに

觀たり聞いたりするより他に方法がないと思ひ、現在から推して古い頃の思潮にさかのぼるといふ事を試みない。であるから、嚴島神社や春日神社のたゞ美しく造られたものと、大神神社や諏訪神社の純朴なる嚴かさと同じ一つの枠内に入れて怪しまず、飛鳥時代の佛寺建築には、四天王寺、法興寺、法隆寺、日向寺、定林寺、百濟大寺、片岡寺、葛城寺、中宮寺、坂田寺、豐浦寺、法輪寺法起寺、橘寺、廣隆寺などがあつたらしいといつてみたところで、確然とその規模を傳へ得るのは現に眼の前に姿を残つてゐる法隆寺以下の2~3の遺構についてばかり、説明としては、やはり忽然として法隆寺を出現させておくより外なく、それに先行する何物も語り得ず、またそれに後續する何物も加へ得ず、この時代の佛寺建築の發達が僅々40年程の間の事だと腰を抜かして感服してみるより外に、手の打てない建築史家の不甲斐なさである。

僅かばかりの遺構と文獻と、考古學と史學の援助とで、ともかへも格好はついたが、疑問はいくらでもあり、それをそつとそのままに、これが建築歴史だといつてみるより仕方がない。これをしも科學的建築史觀といひ、これをしも學究的良心といふならば、怯懦と遲鈍の不名譽から、建築史家は態よく逃れてゐるにすぎない。

6

建築の歴史における資料の問題は、たゞに過去を省みての上ばかりでなく、また我々の未來にもかかつてゐる。乞ふ、現在の建築を靜觀した上で思ひを千年の將來にかけてみよ。現在の木造建築はもとより不朽燒亡し、コンクリート造といへども毀つて場所をつくらなければ新しいものが建たないから、千年の時を経て尙保存されるものは1戸もあるまい。そして現在の雜然たる文獻も結局は完全に残り得まい、といふのは、古ければ値打をみとめ、昨日、一昨日の記録は値打があつてもありがたくないのが現代人の心理であるから、集められて再抄されるか、くべられて風呂を沸かさされる運命にあり、遺構と文獻の稀なる事、今日省みる千年の過去も、今日をその過去とする千年の未來も敢て差異はないであらう。とすると、そのとき我々の子孫は、果して如何なる建築史を我々のために編むであらうか。思ふだに淋しくもあ

り、なんとか彼らの苦勞に供へておいてやりたいと思ふのは、筆者ばかりではあるまい。

こうした建築歴史の不備は、一體何に起因するものか。を考へてみると、第1には資料の問題であり、第2には考へ方の問題である。考へ方に就いては、上述の思潮の把握を試みるとして資料の不足はどうすればよいか。それは『民家』を採りあげる事によつて解決し得る。現在は歴史の末端で、歴史ではないといふ在來史家の建前は、實は現在我らの建てるものが、2600年の過去を背負ふて居り、2600年の歴史そのものの姿である事に考へつかなくつたのである。手や足や胴や顔のある我らの祖先であるから、上古の人々にも手や足や胴や顔があつたと考へる事が、埴輪や模様として残つてゐるものから、上古の人々にも手や足や胴や顔があつたと考へるより、より一層合理的で自然である事に、どうして在來の史家は氣づかなかつたのだらう。民族は同じ一つの血の流れをもち、その血流には時代々々のコブがある。これが大きな手がかりだ。思へば、この便利でしかも豊かにある手がかりの資料としての、民家を輕視したまま長い年月をすごして來たものである。さて、その手がかりを解くためには、

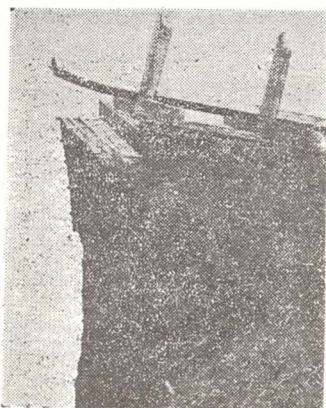
1. 意匠心理學
2. 構造心理學
3. 居住心理學

を、その目的への方法として、ここに提案してみたいのである。

7

で先づ第一に、その意匠心理學といふのを、どういふ風に驅使するかを、例を民家にとつて説明してみよう。

ここに掲げた第1圖は攝津の國のある村の、その邊に行けばいくらでも見られる棟の寫眞である。草葺の棟の上に並んでゐる棟押へは、誰もがすぐ神社建築の千木を思ひ起こす形なので、これも千木と呼びたいのであるが、土地の人は、これをカラスといつてゐる。このカラス本來の目的は、棟の針目の雨仕舞のためと耐風のためとであつて、神社建築の破風板がのびて千木になつたといふようなものとは、本質的に異なることは、千木が棟の兩端のみにあるに對し、カラスが棟上を凡そ3尺



第 1 圖 カ ラ ス

間に並んでゐるのをみても判る。が、その發生原因がどうあらうとも、千木とカラスとを並べて考へる事をやめるようではいけないのである。著眼點は、この二者が甚だ似かよつた形をしてゐる點である。

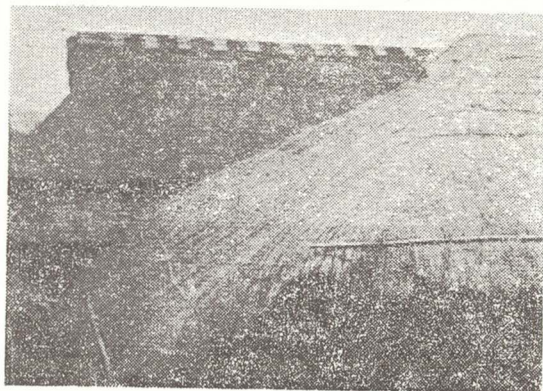
カラスは日本中他にいくらか例があり、また外國にも見られる。が、外國のものは形が凡庸で、いかにも目的だけのためにおかれた如く見へるに對し、日本のは特に形が秀でて、この寫眞のような美事なのが群をなしてゐる地方さへ出来るのである。單なる針目覆なら、別にこれ程までに秀でた形をとらなくとも、ほんの申しわけに木を組み合はしておいてもすむものを、次第々々に秀でしてこんなものを造りあげたこの地方の人々のにくからぬ心もちと、千木にしても始めは丸太の交叉でもあつたらうものを、次第次第に發展させて今日の型式にまで進めて來た民族の精神と、これが別々のものであつてよい筈はないのである。同じとすれば、こうした千木とかカラスとかを棟高く、スカイラインも鮮かに造りあげる心を、日本の心とみる事に、誰も異議はないであらう。この發見を、ひそかに心の中にしまひ、別の問題を考へる時の公式にしてゆくと便利なのである。

意匠心理學の行き方は、ざつとこんな風のものである。從來の行き方だと、ここまでは考へないで、千木とカラスは、全々別のものだと判定されてしまひになる。較べてみて、我々が如何に淋しい歴史學の中にあつたかを知ることが出来る。

8

同じようなもう一つの例をあげてみよう。第 2

圖は、これも攝津の國のある村、そこには寫眞の後景に見へるような屋根が群在する地方の寫眞であるが、前景に見へるような家が建ち加はりつつある。純日本式農家群中に、純朝鮮風民家が生れた風景である。何枚あげても同じ事だから、寫眞は 1 枚だけにしておくが、こんな風景は實はするぶん方々で見られるのである。いふまでもなく、朝鮮から來た人が、自分で建てた家なのである。建ててゐる人の話では、自分で田を造らないから葺



第 2 圖 手前は朝鮮風民家

草が充分でないために、こんな屋根に葺くのだ、といつてゐるが、葺草をしまつするためだけなら外にもつと日本風な方法はある。勾配からしてがうんとぬるく、稻稈逆葺厚 12 匁、棟を丸めて、いかにも謙讓に、流線的に出來てゐる。建ててゐる人にしてみれば、家といふものは、自ら手を下して造ると、いつのまにかこんな形になつてしまふ何かのわけがあるのであらう。彼の腦裏の楽しい住居が、何のさわりも受けずに形を占めると、こうしたものになつてしまふのである。子供の折に、ともされた楽しき家への幻影は、時を經、土地を變へても、出て來るものらしく、この周圍とは甚だ不調和な形が、彼の家に對する觀念とは最も調和するのであるに違ひない。

さて、この例題に如何なる意匠心理學があるのか、といふと、幼時の幻影とか、昨日まで住んでゐた土地の家の姿とかが、異郷においても、かく歴然と露呈されるといふ點である。永い間、傳はり傳へて、頭に滲み眼になれた形といふものは、一寸やそつとの事で、拂拭する事の出来ないものであるといふ事を擱んでおくと、建築歴史を考へ

る上に、大變便利なのである。

9

もう一つ、意匠心理學の例題をあげておくならば、我々が日常行路にみる郵便ポスト、赤い圓筒型のあれである。意匠のよし悪しはともかくとして、あれがこんど硬質磁器に造りかへられるに際して、始めは色々と姿を變へて、雅味あるもの、愛嬌あるものが試作されたいのであるが、結局在來の鐵製ポストと極めてよく似た外貌の、多少はゴゴチナクこわばつてはゐるものの、また白い齒などむき出して笑つてはゐるものの、その親の代の姿を忠實にまねたものとおきかへられた。ここで一寸考へてやらねばならぬ事は、あの現象はポスト自體の希望ではなく、親の代にごひいきを賜はつた世間様への義理で、あゝいふ姿になつたといふ點である。商家の息子さんが學校を出ると親のように前だれかけてそろばん弾くのが嫌になつたりするように、それをおして前だれかけさせて顧客まわりをさせようとする親が多いように、『新しい』ものと『慣れ』とが一寸衝突をする場面である。そして大抵は親の勝で、傳統が一代位は窮屈な姿を残す事になつてゐる。こんど出來た代用ポストは、親の姿をかりて立つてゐる孝行な従順な息子さんの相貌をもつてゐる。こういふ事象が、日本にはよくある。この眞理を、今我々は意匠心理學で把握したから、こんどは、これを應用して、他の場合を觀察し、代用ポストの將來を卜する事をやつてみよう。まづ、埴輪の柵であるこれは土で造つて焼いたものであるにも拘はらずその前身である柴垣の意匠そのままである。また鳥居は、もともと木造のものであるのに、それが石で造られるようになって、やはり木造の形式を踏襲し、楔など打つた姿は、靜視すると、やや奇である。これは、傳統が1時代残つただけであつたのに、實用のものでなく、形式のみが必要なものであるから、長く木造形式は我らと共に榮へるであらう。鐵筋コンクリートが盛になつて、コンクリート製の劇場や會館や茶室までが木造の形式をとつて現はれ、轟たる世間の非難を浴びたが、もうこれは現はれないだらう。これらの諸例を一括して、代用ポストの將來を卜すると、次の時代には、全く姿を變へ、硬質磁器は硬質磁器向きの正しい

姿を我々の前に現はすであらうといふ事になる。

10

意匠心理學はこれだけにして、次は構造心理學の方へ筆を進めよう。始めに、大こく柱(家の主柱或ひは心柱)梁受説と棟受説といふのを説明してみよう。日本の民家では、柱も色々名まへがあつてそれを調べるだけでも興味はつきないのであるが大抵の家にあつて最も人の口にのぼつてゐるのは大こく柱である。その大こく柱といふものが梁を受けてゐるとするのが梁受説で、梁を腰にうけて棟までとどいてゐるとするのが棟受説である。

『民家三書』の著者は何れも梁受説を主張してゐるものであるが、一寸その部分を引用してみると、

『日本の民家』その柱(大こく柱を指す)は棟まで達してゐるのではなく梁をうけてゐるにすぎないのである。

『日本民家史』今日の住宅の小屋組をみると、心柱は屋の棟木まで延長しないで中途で梁の太いのをうくるにとどまる。

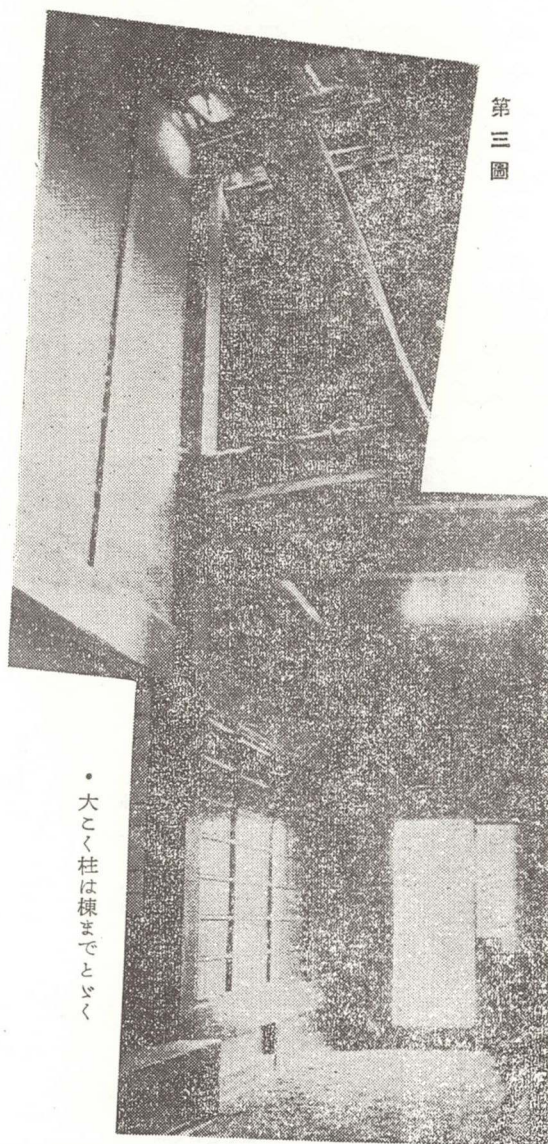
『日本農民建築』家の中心にある大黒柱が地面から棟まで達してゐるものであつて、このような構造は我が國の他地方には絶対にないので、これはこの山岳地方(秩父甲信地方稀に伊豆半島)特殊の現象である。(輯報4號)

といつた具合に、特殊の場合を除いて、梁どまりであると書いてゐる。ところが棟までとどいてゐる例は、山城乙訓郡、周防熊毛郡などに實在して、必ずしも三書の著者の説く通りではないが、量からいふと梁どまりの方がずっと多くて、強いて、棟受説を主張すると却つて奇矯の感がある位である。で、この間の事情を説明してみると、こうである。即ち日本の柱の生立はすべて側柱であつて、孤立柱ではなかつたのである。大體上古の家の觀念からしてが甚だ單純な1室型もしくは2室型で、今日の民家にみる如く複雑なものではなかつたのである。自然、家即ち室の中央に、孤立柱を立てて棟を支へてみる必要はなかつた。室の中央によけいな柱をたてて、そうでなくとも狭い室を一層使ひにくくする程愚かな我々の祖先ではなかつたのである。ところが間取が次第にこみいつて來て、家も大きくなつてくると、家の中央に孤立柱をたてて間仕切壁を持たす事が無意味ではな

くなつて來たのである。といつても、元來が棟を支へる目的でないから、梁を擔がせて壁を抱かせば、それで用は足りたのである。これが大こく柱が棟までのびてゆかない、即ち梁受説の方の實情である。ところが、日本人の構造精神——構造上のこのみ——には、主要なものを通すといふ熾烈な慾望がある。なんでもまつすぐ通す。外の國の家の構造をみても、日本ほどこの通すといふ事が徹底して行はれてゐない。各部分毎に小器用にまとめ、それを繰り返して大きくして行く、棟木なども屋の棟を通すといふより、ついで行くといふ行き方のようにみへる。これは長い木林が得にくいといふ材料上の關係や組積式構造觀念の影響もあり、互に因果關係をなしてもゐるようが、ともかくも通すといふ事にさしたる魅力を感じてゐない。通すといふ觀念は、いはば1本の主軸を持つ事であり、中心主義であり、反パラパラ主義であり、衣服に領あり、身體に頭ある如きものであつて、通すといふ言葉にさへ我々は魅力を感じ、『直通』とか『一直線』とかの語の持つ快感を、我々は平素何げなく味つてゐるのである。近くは、海の底を潜つて九州へ通すといふことも、古くは大本朱雀大路が都の中央を通すといふことも、すべてこれ日本精神の發露であらう。その通すといふ觀念が、今大こく柱に發現して、例へば第3圖に示す如く、延びあがつて屋の棟にまで達してゐるのである。であるから、素性が桁どまり梁どまりの側柱であるにも拘はらず、機あらば延びあがつて屋の棟にも觸れ周圍を睥睨してみたいといふ素志が大こく柱の並はずれた太さの中に宿つてゐると考へられるのである。

11

然らば、その通すといふ觀念が把握されるような實例がどこにあるのかと反問されるだらう。では、第4圖の寫眞をみてもらほふ。この美しい構造は、美濃、尾張の古い家にみる鳥居建の骨組であつて、第5圖の如く架構が鳥居の形をしてゐるところから、この名がある。この架構をいくつかならべて、第6圖の如く、縦に連繫すると家の骨組が出来るのであるが、第4圖の寫眞に長々とのびてゐる組立梁は、この縦に連繫する梁である。この連繫梁こそ日本なればこそ出来る構造であつ



第三圖

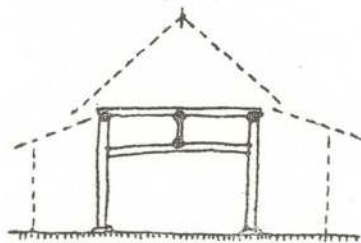
・大こく柱は棟までとゞく

て、通すといふ觀念を如實に示すものである。

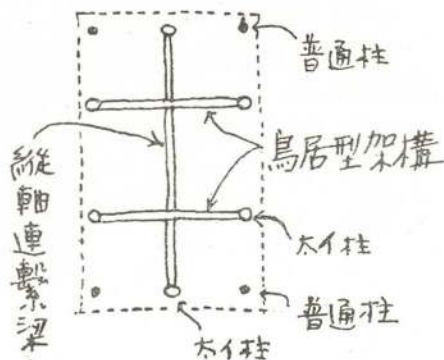
12

ところで、第6圖のやうな柱の配置が、日本民家の古いものに多いといふ事は、一寸奇異の感なきにしもあらずである。即ちこの平面をみると鳥居型架構と縦軸連繫梁とに關係のある柱は太く、その他の隅の柱は細いといふ事への疑問である。現代人の我々の頭で考へると、この隅を輕んじた柱の配置はどうも解しかねる。なる程、隅の柱は重荷をうける事少く、横力に對しても亦案外負擔の少いものではある。が、それにしても我々の通

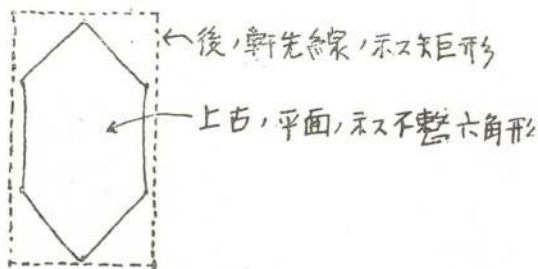
有心理からこの隅の柱には壁を附し、火打、筋違方杖まで配つて剛にする。しかるに、こうして、如何にも隅を軽くあしらつた構造が、なぜ古くから傳つてゐるか。その理由は、次の如く考へてみる事が出来るのである。日本の民家の平面は、今日でこそ大體矩形をなしてゐるが、古くは矩形の中におさまるところの不整六角形——第7圖の如きものであつた。なぜかといふと、上古は壁といふものがなく、屋根は土から生へてゐたのであつ



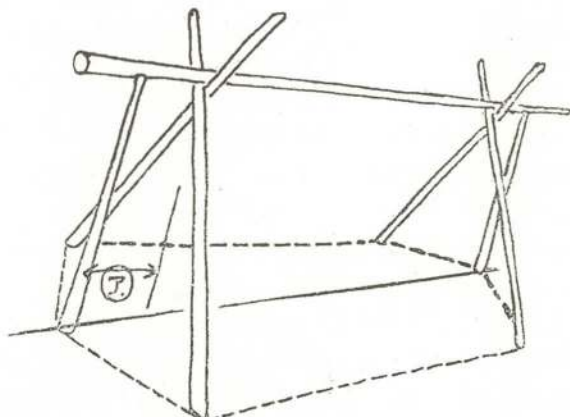
第5圖 鳥居建架構



第6圖 鳥居建平面



第7圖

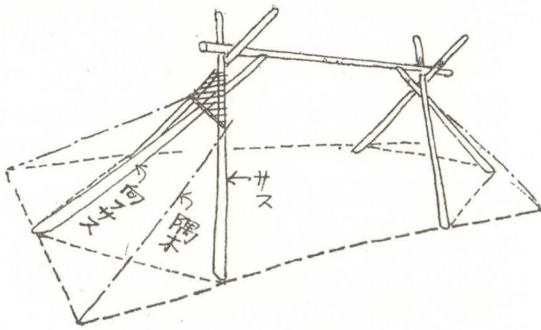


第8圖 切妻造母型

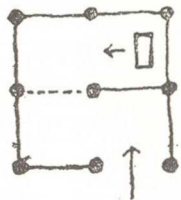


第四圖

鳥居建架構



第 9 圖 入母屋造母型



第 10 圖 大社造平面

て架構は三角形で前述の如く中央に柱はなかつたから第 8 圖のような骨組であつた。といふのは、斜材で組んだ三角形の頂點に荷をかける事は餘り有利でなかつたから、棟木を外方に延ばして直柱で支へる事を考案した。これが發達して今日の切妻造になり、屋外の獨立柱は妻壁の中にとりこもふにも斜材の交點にかちあふので距離を残して、そのまま屋外に残つて、神明造の棟持柱、おさ柱となつた。また、うづ柱となつて大社造にその發生の因縁を明かにする。(うづ柱は屋外獨立でなく壁にとりこまれてゐるが、特に太いから前身は屋外獨立とみられる)。

13

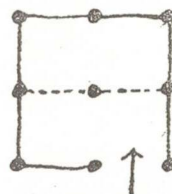
ついで、人々は第 9 圖に示す如く、斜材を棟の方向に入れ棟の荷と振れとを負擔させる事に成功した。この縦軸斜材は、今日の向フサスとして確然と残り、斜線入り三角形の部分は破風になつてその美しい破風飾と共に、この型式は優雅な入母屋々根になつて、日本中の村々を飾つてゐる。

そして、第 8 圖もしくは第 9 圖のような骨組が壁の上に乗つて屋根になつたとすると、日本の民家の隅々には主柱がなく、鳥居建が正しい傳統を踏むものである事が納得出来る。

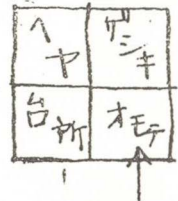
さて、次は居住心理學の番であるが、建築史をひもどくと、古い神社建築の第一番は、無神殿式の神籬で、次が大社造、それから大鳥造、住吉造といふ事になつてゐるが、この大社造——大鳥造——住吉造の發展經過を、居住心理學で解いてみ

よう。

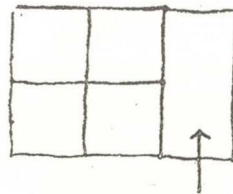
先づ大社造であるが、第 10 圖の如き平面上で上古の住宅の形そのままを神殿としたものといはれてゐる。中央に心柱があり點線の部分と實線の壁とで 2 室に區切られ、奥は一段高くなつてゐるのであるが、一般には心柱を中心に十字に壁を假想して 4 室型であると考へられてゐる。第 11 圖の如く描いてみると、4 室型でなく 2 室型である事が判然する。ところでこの 4 室型と思ひ違つた事が、また一方今日の民家によくみられる第 12 圖のような平面の田の字の部分と吻合するかの如くに二重の誤をもたしてゐるのである。その二重の間違振りを紹介すると、大社造が今日の四ツ目式の先驅であるといつてゐる人は第 13 圖の如く今日の住宅と縁づけ、またこの平面を支那古籍にまで求めて第 14 圖の如く各室に名稱を與へてゐる人もある。大社造を 4 室型と考へる事がそもそも誤謬に陥いる發端で、2 室型である事を始めに看破すれば、こうまで間違ひはしないのであるが、それには一寸人間の居住心理を考へれば住居の重要な部分で



第 11 圖



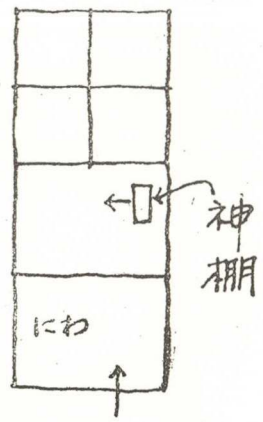
第 14 圖



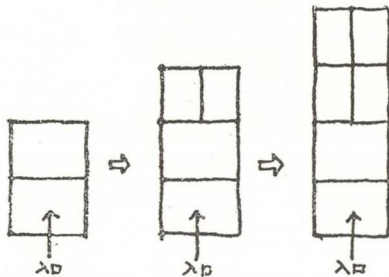
第 12 圖



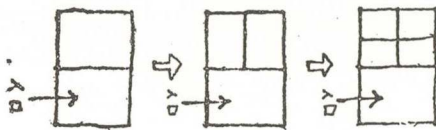
第 13 圖



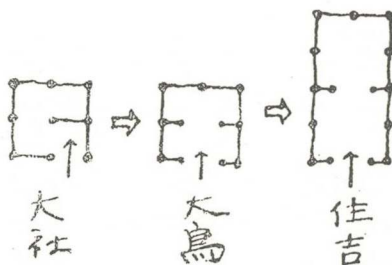
第 15 圖 加賀の民家



第16圖 民家發展圖-1



第17圖 民家發展圖-2



第18圖

ある『にわ』を念頭から去る事が出来ないから、
 こうは間違へないのであるが、學問といふものは
 なかなかのんきな所のあるものである。ところで
 大社造の御神座が拜者に對して横を向ひてゐられ
 る事に對しての解明を、ここにさしはむなら、こ
 の御神座は上古住宅の神棚のあるべきところにあ
 るのであつて第15圖に示す如き加賀の國のある地

方の民家では圖のような位置に、どの家も揃つて
 神棚を祀つてあることでもわかる。もし上古の住
 宅を神殿にしたならば、大社造の御神座が今の位
 置におかれる事に何の不審もない。そしてまた、
 この加賀に近い近江の國の2室型住宅から第16圖
 のように次第に發展してゆく経過をたどり、或ひ
 は第17圖のようにもその發育のあとを追ふ事が出
 来る。そして、大社造から大鳥造を経て住吉造へ
 の發展も第18圖のように容易に了解し得るのであ
 る。

この項のポイントは、大社造の心柱に氣をとら
 れ、これを4室型とみる事なく、居住心理學から
 大社造が土間である前室と板間である奥室とから
 なる型式の平面をとつたものである事を掴めばよ
 いのであつて、土間である『にわ』が民家におい
 て占める地位を、居住心理學で知つてさへおれば
 よいといふのである。

さて、ここまで読み通して下さつた讀者は、無
 學な者の無茶と暴論にあきれかへつて、口もきけ
 ないであらう。が、暴論は始めから承知の上での
 長談議だ、いくら吠えてみたところが、大學者小
 學者がかまつてくれない事は判つてゐるから、敢
 て淋しいとは思はないけれども、従業の建築歴史
 術ではもうらちがあかなくなつてゐる事だけは讀
 者の胸に訴へておきたいのである。また、もう少
 し威張らしてもらふなら、讀者の優秀な脳味噌の
 力で、この茶殻のような大論文からうまい茶を煎
 じだして、何でもよい曉の空の消え残りの星のま
 たたき程のかすかな示唆をでも、そちら様自身の
 骨折で、汲みとつてもらひたい、と希ふのであ
 る。(18. 1. 1稿)

(筆者は京都市役所施設局管財部營繕課技師)

昭和17年度會勢幹事會の事業報告を簡単に記述する。本會は御承知の通り數年前の創設にかゝりはじめ會員委員會と呼んでゐたものである。その目的とする處は會勢の擴張——と云つても主として會員の増加——を計るにあり、この目的達成のために、直接入會の勧誘に努力する一方、色々と事業をやる事になつてゐる。然しながら事業と云つても、例年協會當事者に於て立案された當幹事會への僅少な割當豫算によつては、思ふ様な事も出来ず、この少ない費用でもつて少しでも會員の爲になる様な事を計畫して1人でも多くの會員を獲得し様と云ふ譯である。

さてこれが目的達成のため、例年委嘱されたる各幹事間に於て種々の提案協議がされるのであるが、結局落ちつく處は見學會、講演會と云つた様なものになる。處が3,000餘名の會員を対象として——最も地方在住もある譯だが——これらの人達に少しでも満足をしてもらふと云ふ様な事は、實に不可能と云つてもよい位、なかなか容易な事ではないのである。見學一つ、講演會一つ計畫するにしても

- 1) 古建築を中心とした日本古文化に接することによつて、我等の祖先の遺した偉大なる業績をしのび以て我等の建築する心の糧とするためのもの
- 2) 新しく出来上つた建築を見學すること或は特殊建築物或は施設の實際に使用されてゐる状況を見學する事によつて今後の参考に資するためのもの
- 3) 建築材料は勿論のこと各種生産施設を見學して知識を広めるためのもの
- 4) 學術的な講演をきく事
- 5) 時局を中心とした建築に関する講演をきく事
- 6) 一般的なる時局講演によつて建築家の社會人

としての教養を深くする事

等々、果して會員の何れの層をねらつてやるかと云ふ事に大きな問題が存し、又切角計畫立案しても時局柄見學先、講演者等にも差支へが多くて、そう簡単に行かない等の實情にあるのである。

以下本年度に行ひ來つた事業の概略を述べて報告にかへたいと思ふ。

- 1) 講演會 2月13日 於大同ビル集會室
最近の企業整備に就て

大阪府商工第二課長

記 内 角 一 氏

日本木材株式會社組織に就て

大阪府農務課地方技師

井 上 太 衛 氏

出席者 47名、講演内容については建築と社會4月號記事参照

- 2) 講演會 2月18日 於清水組講堂
勞務調整令と供給事業規則について
大阪國民職業指導所長

松 田 德 太 郎 氏

外 係官數氏

出席者 44名、講演内容については建築と社會3月號記事参照

- 3) 見學會 3月22日
“室生寺”の建築と佛像

大和史蹟顯揚會主催の見學會に合流せしものにして、その模様は建築と社會6月號所載“一山”の通り。

- 4) 見學會 4月11日

日本赤十字社大阪支部病院分院阿武野勝景園と阿武山地震觀測所

土曜日の午後の好晴に恵まれて、參會者27名開院直前の勝景園——療養所——に到着、中西事務長の案内をうけて最近の進歩した療養

設備にその設計を誇る建物數十棟を順次見學續いて山頂の地震觀測所に至り、各種觀測器に就て種々説明を聴取、啓發される處多大であつた。尙勝景園の建築寫眞は建築と社會 7 月號に所載。

5)講演會 6月15日 於堂ビル清交社

土木建築請負業の企業整備に就て
商工省化學局商工技師
伊藤憲太郎氏
大阪府に於ける企業整備の方針に就て
大阪府商工第一課長
吉岡千代三氏

企業整備を目前に控えて參會者150名

6)映畫と講演の夕 6月17日 於大同ビル集會室

日本文化に就て
京都帝大大學院
猪熊兼繁氏
文化映畫「大和」7巻及「興福寺」3巻
餘興「奈良名所」笑福亭松鶴師
會員100名、招待券50名、學生50名出席

7)見學會 6月21日

關西學院大學講師 北島葭江氏の東道にて大和路に萬葉の史蹟を尋ねしものにして前記講演と映畫の夕と共に頗る評判よく參會者84名その見學次第は建築と社會 8 月號「明日香」参照

8)見學會 9月20日

生駒山頂の諸施設——航空道場、滑空場、青年道場、京大天文臺——を見學する豫定なりしも當日朝來の雨激しく參會者僅かに6名でありしは甚だ残念であつた。

9)見學會 10月24日

淺野セメント津守工場
新鋭「濕式設備」によつて淺野ペロセメント製造を誇る同工場見學は生憎くの曇天にも不拘、すこぶる出足よく出席者49名。工場長の説明聴取後8班に分れて工場を隈なく見學裨益する處大であつた。

10)建築必携編纂出版に關する建議 5月19日

近時學術の科學的研究の發展に伴ひ建築學亦著しき進歩發達を見つゝあるも、建築の設計施工に當りてはその經驗亦貴重なるは論を俟たず。茲に協會の特殊性に鑑み會員中より、その血のニジムが如き體驗の提供を乞ひ、以てその資料を編纂出版し廣く會員に配布、會員相互の技術向上と啓發をなし且つ青年技術者の指導誘掖を計り益々以て技術報國に資せん爲會長に建議せし處、早速協議の上採擇となり目下創立25週年記念事業の一つとして「刊行部會」が組織され着々實現に運びつゝあるは喜ばしき限りである。

11)特別賛助員資格變更に關する建議 11月2日
昭和16年度會勢幹事會からも一度建議されたものであるが、目下建築新體制その他と併行して審議進行中である。

○尙本年は恰も創立25週年記念事業として見學會其他各種の催しが引續いて行はれし爲、例年よりも當幹事會の催回数に減少を見てゐる。

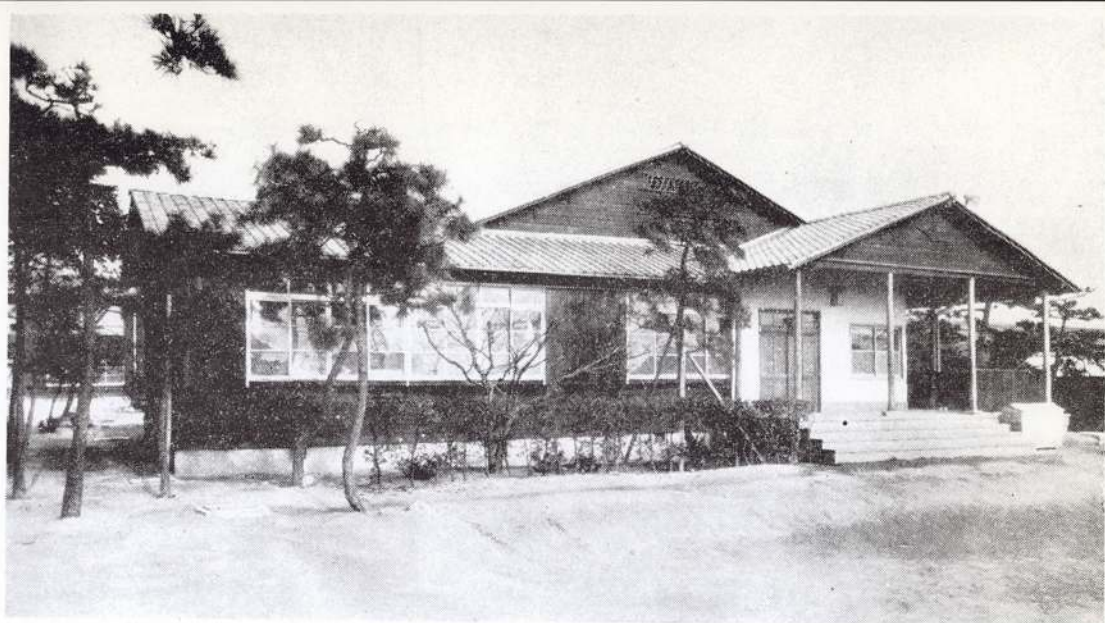
以上の諸事業を計畫するために、前後12回の幹事會が開催され且つ見學先の交渉、下檢分、講師の依頼、會場の用意等に費された幹事各位の努力は相當なものであつた。一方會員各位の會員倍加運動への御協力と相俟つて本年度の會員増加は次の如き成果を得た。尙地方會員の入會に相當成績を見たるは會勢幹事會地方幹事各位の努力によるもの多く、共に記して感謝の意を表する次第である。

昭和七年度會員入退會及現在數

	入會	退會	現在數
會 員	188	87	1,467
地 方	144	31	907
特 賛	100	38	376
普 賛	81	59	488
終 賛	/	/	39
本年累計	513	215	3,272

差 引 298名増加

(文責在尾飽)

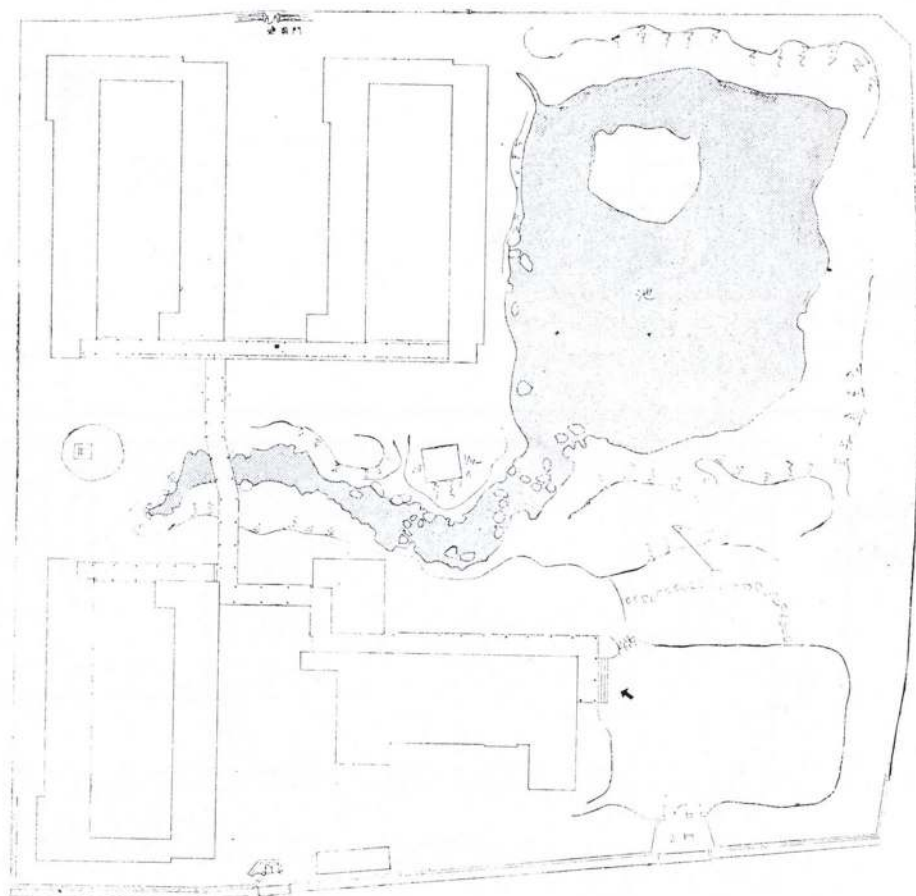


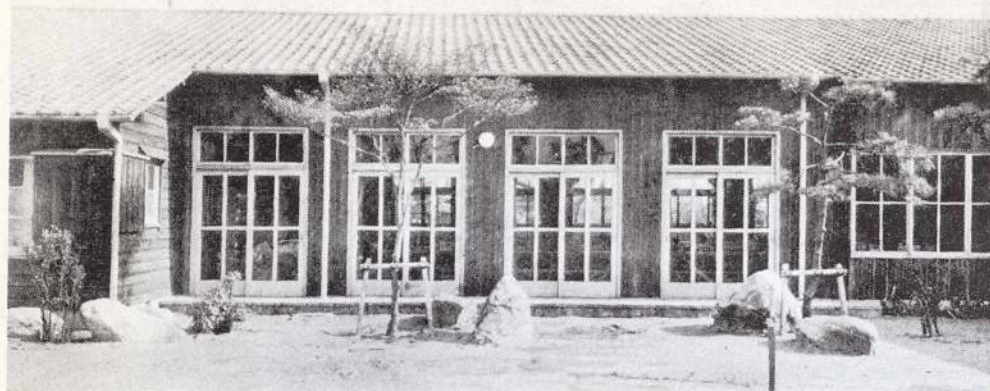
本館南側外觀

神戸 K 工場 工員 寄宿舍

設計 長谷部竹腰建築事務所・施工 株式會社中島組・監督 K工場營繕課

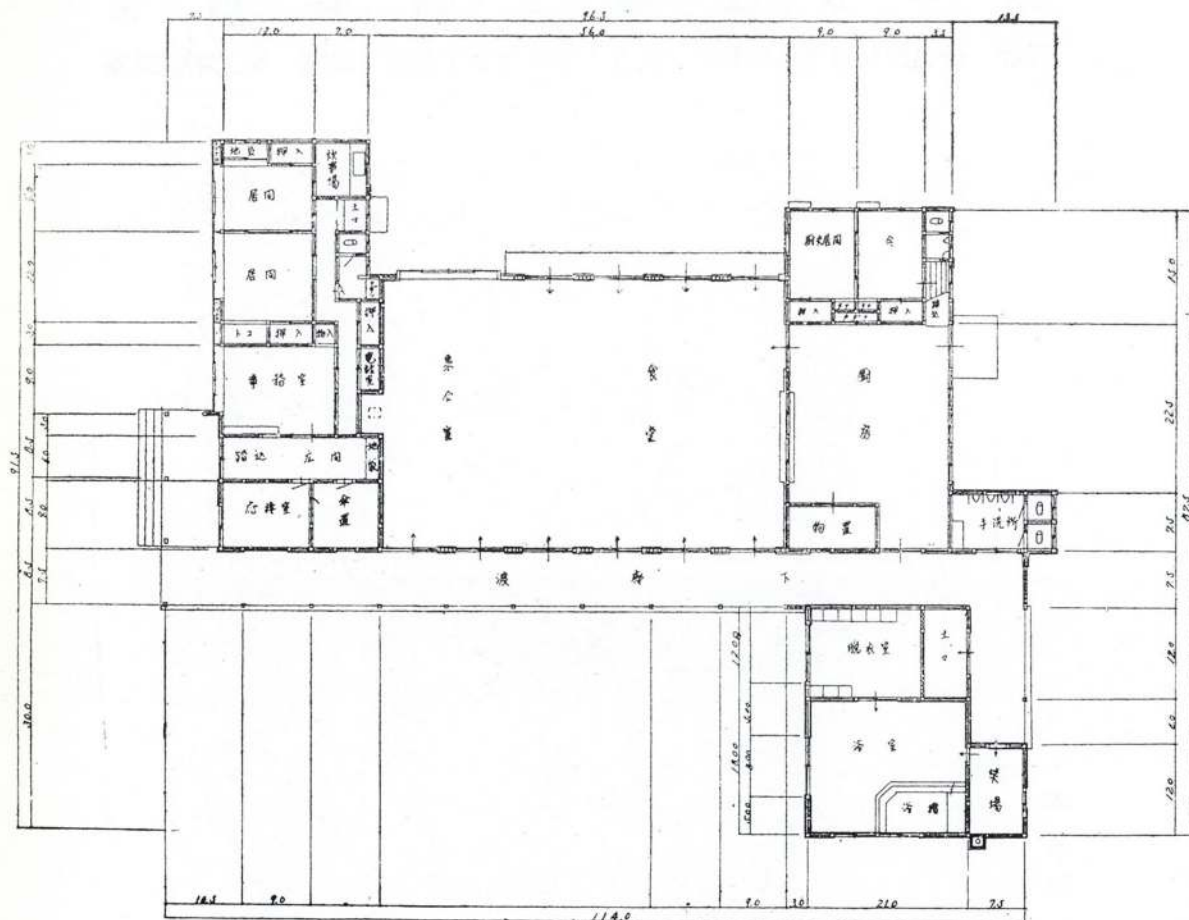
建物配置圖





食 堂
西側外觀

～阪神沿線松嶺の中に豪華を誇る某醸造家の邸宅を神戸K工場工員寄宿舎に
改裝轉身せしもの。北すれば六甲の連峯を望み、南は大阪灣を一望におさ
める清澄廣潤な土地、或は旋盤と取組み、或はハンマーを握りて終日終夜
生産擴充に専念せる産業戰士の憩の家として、國家的要請に即應せしもの～



本館平面圖

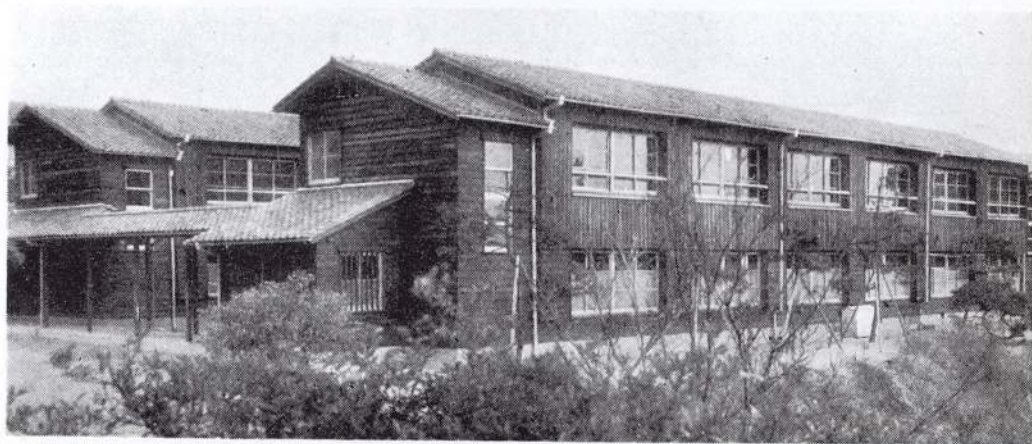
本屋114.50坪・渡廊下31.25坪・浴室20.00坪 計165.75坪

左 食 堂

●
小屋組、天井荒木
ペンキ拭取、壁漆
喰塗、床モルタル
塗

右 食 堂 東側廊下

●
庭園を見下す廊下
流しは後に設けら
れ、寮生が各自の
食器を洗ふ



寮 棟 南 側

●
屋根日本瓦葺、下
見板クレオロン塗
窓枠建具ペンキ塗

各 寮 面 積 表

寮 別	1 階	2 階	延
1 號	165.75		165.75
2 號	139.65	110.25	249.90
3 號	139.65	110.25	249.90
渡廊下	21.50		21.50
計	466.55	220.50	637.05



渡 廊 下

●
各棟は吹抜廊下にて連絡せられ各棟毎に玄関、下足室押入等の設備あり

第 2 階 平 面 圖
110.25坪

監督課
工場管理課



千木と勝男木 に次いで

津 田 肇

眞か 杜撰か 不注意か

學歴を有せざる私として、他人のことに關し彼是と云ふのは誠に烏滸がましきことではあらふけれ共、平素嗜讀の折節に心付きたる不可解の諸點につきて、識者の高教を乞はんと欲するの意圖より、此の稿を草したる次第ではある。けれ共、私の叙述中にも或は誤謬があるやも知れず、又人の批評を招くが如き節々も皆無とは限るまい。然れ共事實に立脚し且つ考證に念を入るゝ事を努めて書き綴る考故、なるべく杜撰の譏丈けは免れ得る事かと信ずるのである。敢て劈頭識者の寛恕を希ひ置く次第である。

嘗て、私のものしたる千木と勝男木に關する原稿中恐れ多くも、悠紀、主基、兩御殿の千木と勝男木の記事に、御大典當時、京都式場の拜觀を得

ざりしと、上野に摸型の陳列があつた際かすかに遠方よりのみ拜觀せし爲めとにより、細部を明細に見きわめ得ざりし結果、買ひ求めたる版畫にたよりて、記述したるを以て、調査不充分にして、とり返しのつかぬ大失態を醸したる事に氣が付きし以來常々訂正の折を窺つて今日に到つた。

然るに、先般展覽會に出品されたる寫眞其他を拜してより、今日にては既に時日も經過して、甚だをそまきに失するの憾なきにしも非れど、建築雑誌昭和4年7月號を熟覽し、更に大熊博士の雑誌に御發表になりたる圖面により、精細に判明した。

そこで去る昭和6年建築士會誌に寄稿したる、千木と勝男木の研究の記事中、千木の交叉點より上部長し、とあるは僅か1寸、それを餘程長く自分が感じ居りたるを機會ある度に強調したる錯覺的誤りを發見した。斯くなれば最早自分の原稿には三文の價值も有せざると同時に其の不注意の責を痛感し、茲に衷心より其蒙を啓き得たる事を告白するのである。

誤りの要點は、單に千木部長しと私は記したるに同博士の圖によれば、主基殿上部僅かに長きにより先年故久留貞治氏(元宮内省技手)に教示を受けたるものに徴すれば、千木總長8尺4寸にして、出4尺8寸とありて、丁度1寸長きことになる。之れを同博士發表の圖と對照すれば、一致點を見出し得るが故に確實のものたりと信じ得るのである。然れども、又更に念の爲、改め今回重ねて御教示を仰ぎたるところ、昭和御大禮の時御關係ありしものは總長8尺6寸、主基殿交叉點より上4尺、即ち下部6寸長く、悠紀殿同じく8尺6寸、交叉點より上3尺8寸のよしなれば、下部1尺長く、茲に到りて自分の誤り歴然として之れを正すに何等躊躇せぬものである。

翻て、自分が平素散見したる、千木と勝男木に關する寫眞や參考書を念を入れて見て居ると、後世に傳へらるゝ圖書、寫眞、印刷物、又は貴重なる參考書、特に人を教ゆるに用ひる教科書、辭典等何れも慎重に取扱ふべきは當然のことであつてそれ等に萬一杜撰や不注意より生ずる誤りがあつては、人を導くどころではなく、害こそあつて、益のない物となるのは明白である。随つて、その間違ひの儘を轉寫すれば、誤りは更に擴大され、

とり返しのつかぬことになるのにも拘はらず、世上依然として、其儘に看過して居る様である。

文字は圖面と異なり、再版の場合活字の植替により修正され、又正誤表だけでも簡単に修正することが容易である。然るに、圖面や寫眞はそう手軽にはまいらぬ。或圖面には、千木と勝男木があるにもかかはらず、其實態たるべき寫眞には、それが落ちて居るのか見當らぬ。又説明が明かにされたるものに、切妻と入母屋の相違した場合があるのも目についた。特に、歴々の方々の手に編纂或は相當の機關を通して發行せられたるものであると云ふが故に敬意を表し、一々實物と對照する勞力を省き、此れを盲信した結果、とんでもない間違ひが出来たとすれば、誠に由々敷大事であつて、斯界向上の爲に憾み多き事である。

今假りに、實測圖に誤りがありとせば、之れは甚だしき責任にして、何が故に實測したか重大視せねばならぬ。此れを又、永年の間訂正する人なしとは怪しみに堪へない。尙、現業に於て設計圖作製に當り、慎重なる注意を要するは勿論、不備なる設計圖及び指揮により製作を命じ造られたるものを、此れは只間違であると氣が付きましたのと位では、現場施工責任上到底輕く納まりのつかぬことは勿論である。勿論、一書を完結して是を發表する迄の著者の苦心と努力とは、並大抵のものではない。其の點は謹んで敬意を表する。誤り決して編者だけに責任を云々するものでない事は當然である。又多くの人々の手を経る間に無意識の裡に生ずる所謂間違は、一面よりは深く咎むべきことでないかも知れぬが、他面より觀察すれば無代價配布のものは兎も角としても、堂々と代價を徴して賣捌かれつゝあるものは、發表後にも決して差支なく調査監修の上、誤りを明かに正したいと希望する。

そこで千木と勝男木には種々の形態がある。それを表はすに繪畫、圖面、寫眞、摸型、實物がある。發表前一々實物の現存するものは、之れと對照すべきが理想否忠實なる學徒のなすべき大切な責務である。然し是は仲々容易のことではなからふけれ共、出來得べくは斯くして考證の上發表したいものと念願する。

尙拙稿中本來なれば神明造りの千木と置千木を

區別し、更に又、勝男木の位置は千木に添ふか然らざるか、或は等分割か寄敷か偶敷か角か丸か多角形か交叉は合缺ぎか又はかさなり合ひか、又勝手はどふか等其他を詳細に書かねばならぬことを、等閑に附し、甚だ無責任を感じ相濟まぬと考へてゐる。千木と勝男木とに關連して、少しく神社の一部に及ぶこと諒とせられたい。以下二三の例を舉ぐれば、

1. 日本建築圖集 第一集

大社の寫眞と圖面と相違せるやうに思はる、千木前より見れば、吾々の衣服の襟と反對に、交叉する形即ち左前ならん、且つ風切穴記入なし定めし原圖の誤りを、其儘寫したるものか

2. 建築術語集 建築學會五十年紀念

大社造 150ページ、上圖の左、千木かさなり合ひにして、前より見れば反對に書くべきものならんか、且つ風切穴なく、尙右圖にては棟上千木 3本線としてあらはすべきものならん、即ちかさなり合ひなれば、

住吉造 150ページ、下圖の中眞より左の方、勝男木手前に見ゆるは斷面をあらはしたものでて原圖ならんか、帝大所藏二十分の一圖には鮮明にあらはれをれど本圖は縮圖されたるものに付、中眞線を太く且つ上部に引伸し斷面を特に黒く塗り示せば一層親切ならんか

3. 日本著名建築寫眞帖

大社 建圖第1圖 此は入口の部分見當らざるは如何なるものか、尙又千木の形住吉神社に似たるものをのやあるらしく思はる。

春日造 第3圖 吉田神社本殿のものをあらはしあり、千木より見れば、春日神社の長く反りある型の方よくはなきか如何のものか、

4. 日本建築辭彙

大社造 入口の部分なし、且つ千木の勾配及長さ異なる如く見受く、168ページ

住吉造 千木勾配異なる如し。且つ合缺ぎなれば圖の通りにては如何なるものか、337ページ

春日造 吉田神社の千木をあらはしたるものか春日神社のものなれば上部長く反りある筈。何れのものか明記あるがよろしからんか、97ページ

5. 訂正増補 日本建築史要圖

嚴島神社 本社本殿 圖面には千木勝男木ある

が如く記されあれど、第 108 の寫眞にはなきが如し。依つて同社務所に問合せたところ、無し、との返信に接す。

但し日本建築史圖錄 2, 396 の寫眞末社荒胡子神社本殿一間社流造には左右の 2ヶ所に千木と勝男木あり、有無、問合せたるに、然り、との返信に接す。

6. 日本建築 下巻

大社 千木の書き方相違ではなきか 275 ページ
春日造 正面圖略しあれど之はある方よろしからんかと私考す。

7の1 木葉會 上

第8圖第4圖出雲大社 千木かさなり合ひ間違ひのやうに思わる。随つて棟上は 8本にあらはす方よろしからんか、又風切穴なし。

住吉造 中央より左一部断面に付勝男木内側にあるやう見ゆるも、之は断面を鮮明にあらはさば判然とするならんかと思はる。

7の2 木葉會 下

134建圖 135断面圖 吉備津神社 本殿及拜殿一方断面圖に勝男木ありて他方建圖にはなきが如し。

8. 大建築學 3巻 180

出雲大社 入口の部分なきが如く見受く

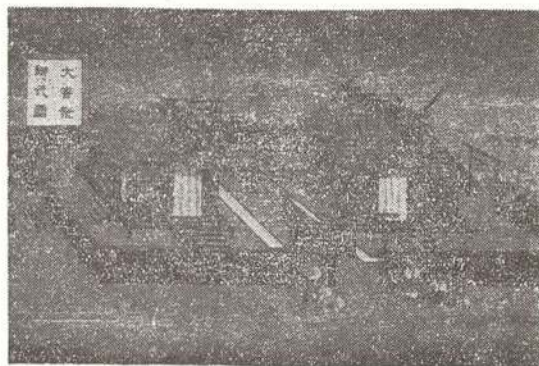
春日造 何れのものとも明記なきに付、不明なれど春日神社のものなれば、上部長く反りある筈 226 ページ

9. 日本建築史參考圖集

上代正面 大社造 千木かさなり合ひ左前に付圖は異なるやうに思はる。且つ大切なる風切穴の記入なし。又側面及断面圖棟上は 8本線にあらはすべきものか

追記 春日造 には千木の長短あるが如し奈良の春日神社のものは長く、他に春日造りにて短かきものあり。

流造 には置千木あるものと、然らざるものとあり、説明には何れにて差支なきが如くあれど、念の爲恩師に御教示を仰ぎたところ「残存せる古建築に就いて見るに流造りに大概千木なき様である」と、本稿1と2と8の圖には置千木なく3の圖にはあり。追記参考とす。



(私の錯覺を起したる版畫)

以上の外にも、或は見誤りがあるかも知れぬ、否なからんことを希ふ。只自分としては、つまらぬあらさがしをなし、惡意に編者其他の誹謗をなす考へなどは毛頭なく。他山の石以て後來を訓めたき一念に外ならぬ故に、劈頭卒先して自己の誤りを告白し、圖書閱覽中ふと眼に止まりし二三を書き綴り大方の叱咤を乞はんとする次第である。

妄言多謝

(筆者は津田建築設計監督事務所長)

寧樂散策

金丸哲夫

序 曲

なだらかな丘の起伏、その斜面に點在する大和風の民家の群、冬枯れの木々、夫れ等のすべてが新春の清らかな光の中に輝いてゐる。のどかな鶏聲がひとしきり。

正倉院裏のゆるやかな坂を登り乍らゆくりなくも眺め得た奈良郊外の一時である。

新藥師寺

破れ果てた築地にそつて行くと、とある門に辿り着く。かすかに法華宗新藥師寺と讀まる寺札がかゝつてゐる。躍る胸を抑へ乍らそつとしのび入つた。

新樂師寺！それは奈良の西郊につましましやかに建てられた尼寺である。古の榮華も今は空しくさびれ果てゝはゐるが、此所ばかりは平和の光が満ち満ちてゐた。彌陀の淨土を思はす様なこの靜けさ！私の心はいつしか歡喜の涙にぬるゝのだつた。

南門を背にして見る金堂、なつかしの金堂！私には今始めての新樂師寺であるが。然しどうしてさう思へよう。待ち憊れた人にもでも會へた様な心地でじつとそれに見入つた。

すべての虚飾を排してかく迄に洗練されたその姿！屋根の蔓が澄みきつた青空の中に青磁色にひかつてゐる！私は黒い管の瓦がこんなにも美しいとは夢にも思はなかつた。

力強い軒の反り！

柱に板戸に微かに残る朱のにほひ！

如何にも尼寺らしい優しさの中にやはり雄渾なる天平の氣魄がひしひしと感ぜられる。

目に染みる様な壁の白さ！

紫を含む軒反りの影のうねり！

人工のスクリーンの上に自然のあやなす微妙な色の配合！

今、眞冬のある晴れた日の午後である。膚寒い大氣がひしひしと身に迫つて来る。然し私の心はこの寺院に漂ふ聖なる靜けさと平和に融けこんであたゝかなものが満ちてゐた。

低徊又去り難く池畔に佇み、この清淨の寺院を塙とする雀達を見やつた。

幸福な雀達！私もお前達とこゝにこうやつて何時までも……。

唐 招 提 寺

暮れ易い冬の日が生駒の山に落ちる頃やつとこのことで唐招提寺に辿り着いた。

然し一步院内に入ると、足の痛みも忘れ果て打ち並ぶ金堂の柱列や講堂のめぐりをつゞき廻る私だつた。そして今迄さ程氣にもとめなかつた鎌倉期の禮堂にさへ靜かな美しさを感じた。

ひとつこひとり居ない舍利殿の前迄來ると大工達の焚火の跡らしく煤けた石ころや瓦けが積んであつた。私はそれ等を爪先でつゞき乍ら何の氣なしに振り仰いだ。一瞬！膽の凍る思ひがした。講

堂の側面破風の所にある小窓が開いてゐるのだ。しかもかすかな風にゆらいでゐる。事實私はその窓からあの羅生門の鬼か夜盜の首がにらんでゐた様な幻想に驅られたのだ。閉じてしまへばあんな所と思ふ様な白塗の高窓である。

私の心は知らず知らず千古の夢に還つて行つた。その頃の奈良の都、治安は保たれてゐたとは云へ華やけき都大路にさへ夜盜が出たとのことであつた。そして幾度か獄門の首が晒された。まして都が平安の地に移り一途にさびれて行つたあの頃……。

ふと我に返つた私はこの奇妙な聯想に覺へずほゝゑんだ。そしてこんな想ひをさへさそふ黄昏の唐招提寺をしみじみとなつかしく思つた。

先程から、いやおそらくはずつと昔からこの靜寂をやぶる只一つの音が聞へる。

それは片隅の露盤からあふれ落ちる水の音である。

寂莫の古寺に聞く水滴の音……。

そつとその水に手を浸した。

おゝ！露盤の中に我が美はしの金堂が浮んでゐるではないか！

湧き出る水の波紋にゆらぎつゝ朱の柱が、軒が屋根が、かくも鮮かに！

私はひやゝかな夕闇の中にあたゝかい思ひでじつとじつと露盤の水に見入つてゐた。

法 隆 寺

—遙けき塔を見て—

私達はやがて北館へと續く廊下に出た。半ば血走つた腫を遙か彼方に馳せた時、老松の中に聳り立つ塔を見た。

此處から見る塔！おゝ何と優美なその姿よ！あの壯重の餘り壓しつけられる様な重壓感とはや此處からは感ぜられない。遙かなる空間は何時しか人工の美を自然の美に融和して和々しい優しみをさへ加へてゐる。やゝ稀薄になつた雲間を通して來る光、ヴェールを透して降り注いで來る春の光が靜かに塔を照してゐる。私は其處に寂光の中にほゝゑませ給ふ御佛の姿を拜した様な氣さへした。

數世紀に亘る時の羽風はその色香を奪ひ細部を

傷つけはしたが、その魂を冒すことは出来なかつた。否その上に人工ではとても表現出来ない「さび」を残して行つた。

靜かに頭を廻らし郊外を見やつた。そこには千年後の即ち現在の人々の営みが見られた。絶へざる御佛の恵みに浴してゐる純朴な人々の生活！成程そこには文明のいぶきがかゝつてはゐる。然しその傾ける家々のたゞすまひに破れ果てた築地の丹土に飛鳥の香りが感じられた。急と緩とを巧みに交錯した屋根の勾配に、眞白き塗壁に見いる時何かしら私はあたゝかい微笑の湧いて来るのを覺えた。

—百 濟 觀 音—

堂の眞中にすつくと立たせ給ふ百濟觀音を拜して私の心は云ひしれぬおのゝきに浸つた。

あんなに私の憧れたあの御姿をかくも眞近に拜し得ようとは、その殆ど香氣を發するかと思はるゝ楚々たる御姿を……

そはかぐはしの飛鳥の御代に華と咲き出た美しの藝術の象徴である。穢れをしらぬあどけなの其の顔。すんなりと流るゝ其の肩。つましくも伸し給ふ其の右手。そつとかるやかに瓶をばつまみ給ふ其の左手。そして之等のすべてをつゝむ飄々たる大氣。私は心の奥底にとめどなく流るゝ歡喜の涙に浸つた。私達の祖先が、かくも寫實を超越して神聖に迄高められた御佛を作り得た、その事實に對して、どうして涙なしには居られよう。今を去る一千三百年、おそらくは涙もて刻みし作者の意企は現在に至る迄その藝術を傳へて心ある人を酔はしめるのである。作者既になく其の名さへ判然とはしてゐない。然しこの像の存する限り彼の人はこの御佛の中に生きてゐるのだ。時の羽風は何物をも容赦しはしない。そのかみの美はしき御膚の粧ひも今は空しく剝落し一種不可思議の光澤を放つて居る。

私は以前、濱田青陵氏の著なる「百濟觀音」を繙いた。そして氏が此の御佛を群像亂立する奈良博物館内に發見されてその場所の惡しきを慨歎さるゝ條りを讀んだ。今こそ、氏の望まれた様に觀音は只一體寂光漂ふこの部屋の主人として立たせ給ふのである。濱田氏は今はもはや亡い。私には

氏の安堵の笑みが感ぜられる。

現在の私にとつて、かくも眞近に拜してゐる私にとつて、この像の系統如何はもはやどうでもよい。

美と聖との融和によつて奏でらるゝ音樂の中に浸り乍ら只ひたすらに讃辭の溜息をつくのみである。

終 曲

今！大和の平野が暮れつゝある。

眞赤な夕陽が平城京趾の彼方に沈んで行く。

見よ！疊々たるそのかみの宮居の趾が、黄金の色にひかつてゐる……………。

(筆者は大阪市役所建築部防火改修課勤務)

暖房換氣裝置

冷房冷蔵裝置

温濕度調整裝置

給湯給汽裝置

病院設備裝置

水道衛生裝置

其他建築設備

設計施工製造販賣

合 資 社 山 田 工 務 店

本 店 大阪市西區土佐堀通二丁目十四番地
電話土佐堀2010・6577・7641
出張所 名古屋市東區矢田町十丁目十六番地
電 話 千 種 9 7 1 番

大塚錦三氏を悼む

西村 信 一

眼も聲もおもかげとなりて年暮るゝ

昭和17年12月20日早曉2時35分、氏は55年の長い歳月の頁を閉じて、家族や親しい友達らに看護られつゝ文字通り莞爾として瞑目された。

食道樂な氏は殊に甘いもの好きなことは有名でその爲め晩年は始終胃を損ねて苦しんでゐた。病が嵩じて胃潰瘍となつたのが死因と謂へよう。然し最近大體その病氣は治癒しつゝあつた由であるが肝臓に癌が現はれて、衰弱甚しく再起不能となつてしまつた。去年の11月28日より絶對安靜を醫師より宣せられてゐた。死の迫るのを自覺するや氏は心境忽ち明哲、日頃信奉する法華經三昧の法悦境にひたつて、莞やかに只その死を待つてゐた。臨終の床に於いて看護る皆に、一人々々手を握つて別れの言葉を述べて、ハツキリと我々の耳に響くかのように『南無妙法蓮華經』と本當の最後の聲を残して淨土とやらへ一人旅立つ大往生を遂げた。

氏とは25年來の知友であり、身中の一人である自分がこの追悼文を書いて、氏を偲ぶのに貴重なる本誌のこの欄を借りるのは誠に私情に趣り過ぎる誹しりがあるかも知れぬが、故人と本建築協會とは單に一會員の逝去を紙上の一隅に發表して故人の冥福を祈る月並的な報告では濟されぬ緊密な關係があるので、是非本欄をかりて之れぬ紹介して置きたい。それは本協會が生誕して發足するにり出しに數々の隠れた功績があつたからである、それ故にこゝに當時の模様を追憶して會員諸君と共に氏の長逝を悼むことにする。

諸君も御存じの通り本協會は舊稱關西建築協會と稱して、大阪市東區三越裏の片岡建築事務所に今から26年前の大正6年春吉日生誕したのである。偶々、當時故人は職を片岡建築事務所に奉じ波江、吉木氏の元に、主として竹谷氏らと現寸圖

を書いてゐた。當初建築協會の雜誌の編輯や雜務は殆んど所員が之れに當り、波江氏の如きは全然事務所の設計業務は第二段として迄協會發足に全力を注がれてゐた。岡部顯則、小谷信藏の兩氏も應援として來所されてゐたが、何分他に本職がある方とて充分執務することは不能であるので、自然故人に其の大半が負荷されてゐた模様であつた。建築設計事務を毎日5時そこそこに切り上げては、近所の辨當屋から20錢の牛鍋を取り寄せ倉皇としてそれをパク付き、原稿の清書に或は雜誌の宛名かき、會員集會案内狀かき等に每晚遅くまで文字通り奮闘してゐたのである。協會成立の初期は現在の如くその機構も整備してゐないので、相當複雑した事務が山積してゐた由で、それを只一人熱心にしかも一生懸命處理して協會發展の基礎を堅め、主腦部の企劃に或は運営に萬遺憾なからしめた事は、建築協會々員の深く銘記すべき事である。筆者は丁度その1年後の大正7年4月片岡事務所に就職したのであるが、協會事務に動員された事は勿論である。同甘共苦、一所に仕事をしてみて氏の事務處理の熱心さに動かされた事が再三でなかつた。向ひが丁度中尾都山師の居宅で夏の夜更け尺八の高音が響いて來たが、今も尙この耳底にある思ひがして懐かしい。

協會雜誌の第1輯第2輯は片岡會長の原稿執筆が多くそれに挿入圖面も相當量あつて、それを皆故人は地圖や原圖よりトレースしてゐた。或時筆者もその寫圖をお手傳ひした事があつた。それは舊い江戸市街圖であつて、各部分、各方面に斜線を引いたり、黑色に塗り潰したり、又は基盤目に區劃するのであるが、筆者の平行定規の使用がぞんざいだ、そんな事では著者に對して禮を失するではないかといたく叱責されて赤面した記憶がある。几帳面な故人の半面がよく顯はれて居り亦一

面よく片岡會長に奉公の誠の精神が伺はれる事である。

この様にして第1輯より第3輯頃までの關西建築協會雜誌には多分に故人の意思が、その内容に盛り込まれ、事蹟が伏在してゐることである。

第二の最も重大なる功績は建築協會が主催して阪急沿線箕面村櫻ヶ丘に日本最初の現物での住宅博覽會を開催した折の故人の努力である。片岡事務所員として亦主催者建築協會の博覽會委員としてゐる。當時の役員や委員は總て博覽會建築物の建築には、皆相應經驗もあり抱負もあつたらうが、博覽會を主催經營する點になると一介の素人の寄り合ひであつた。そこに纏め役として或は住宅建築工事の現場監督として氏の苦心なり努力は並大抵なことではなかつた。それに時代は住宅改良の聲が喧ましい折柄とて一段と工夫、鹽梅に留意せねばならぬ。つひには居を移して會場近くに

引越される迄にその難事業に、若かりし氏は情熱を燃されたのであつた。尙その櫻ヶ丘の氏の性格や趣味に一番よく馴染んだものと見え、爾來20年餘り其處を永住の地と決め、住宅を建て敷地を擴張して園藝に或は農耕に勵まれてゐた。筆者も其處を健康地であること、子供を育てるには最適の地であるとして勧められて氏の近所に暮す隣組の一人である。如何に氏はあの櫻ヶ丘を愛好したが伺はれよう。その好きな土地に、自分の建てた住み家で師走の慌しい中に莞爾として瞑目したのであるが、氏も亦本望のことと思ふ。

尙氏と建築協會との關係に於いて、元片岡事務所員の親睦會たる三寸里會とにも色々と逸話もあるが、紙面の都合を慮かりこゝにこの二つの物辭に止めて氏の偲び草とする。(昭和18年1月15日合掌)

(筆者は大阪市電氣局高速鐵道建設部庶務課)

「紫烟室」原稿募集!

決戦下感激新たなる昭和第18春に當り、新體制要望の吾建築界のため、活氣溢れる「隨想」・「研究」等各方面に關する讀者諸賢の御高見を發表致したく存じます
原稿用紙は御執筆の御意向を編輯部まで御通知下されば急送申上げます。何卒奮つて御投稿あらんことを…

社團法人 日本建築協會編輯部

大阪市・中之島・朝日ビル(電北濱④4501)

會 員
故 大 塚 錦 三 氏



昭和17年12月20日會員大塚錦三氏病のため長逝さる。

氏は本協會創立當初より會員として片岡建築事務所勤務の傍、創立事務に盡力せられ、爾來各種委員幹事等に就任本會發展のために功績些からざりしに、遂に病のために逝去せらる。洵に哀悼に禁へず茲に肖像と略歴を掲げ謹んで弔意を表す。

1.氏は明治21年7月3日神奈川県横須賀市に生る

1.大正3年2月早稻田工手學校建築科卒業

1.大正3年4月陸軍省中野無線電信隊に就職、同隊より中支方面へ出張建設工事に従事す

1.大正6年辰野片岡建築事務所に入所、同所より野村銀行、山口銀行、大阪毎日、大阪市廳舎等設計及現場監督として派遣さる

1.片岡建築事務所解散により大正12年5月日本生命本社に入社

1.昭和10年3月波江建築事務所に入所

1.昭和15年5月安全索道株式會社に入社今日に至る
昭和17年12月22日逝去享年60歳

常 務 會 (第1回)

時 1月11日午後5時30分—8時30分
所 本會集會室
出席者 理事 松本副會長
監事 池田 監事
常務 佐藤主記、中西主記
藪中主記、小林主記
松久保主記、伊藤編輯、大下編輯、小林編輯

議 事

- 1.常務會定例日に關する件
- 2.一月例會に關する件
- 3.評議員會開催の件
- 4.幹事委員委囑の件
- 5.陳列場一部變更利用の件
- 6.支部設置問題の件
- 7.會費外取立不能に屬する帑損金補填の件
- 8.戰時市民生活科學展覽會贊助の件
- 9.引繼事項検討の件
- 10.會員詮衡

報 告

- 1.記念事業諸報告
- 2.12月分會計報告
- 3.出征入營報告

主 記 會 (第1回)

時 1月9日午後6時—8時
所 本會集會室
出席者 桐本主記、佐藤主記
中西主記、藪中主記

議 事

- 1.常務會引繼事項の件
- 2.委員幹事豫選の件
- 3.定款研究に關する件

- 4.陳列場南側利用方法の件
- 5.學會協會合併に關する協議委員の件
- 6.一月例會の件
- 7.支部問題の件
- 8.南方建築展覽會の件
- 9.建築と防空展金澤市に開催の件
- 10.評議員會開催の件

編 輯 常 務 會

時 1月15日午後5時30分—8時
所 本會集會室
出席者 常務 伊藤和夫、大下順三郎、小林清

議 事

- 1.昭和18年度編輯幹事長委囑の件
小林清再選
- 2.昭和18年度編輯幹事委囑の件
生駒忠彦、小川正、尾龜清四郎、菅陸二、棚橋涼、中野順次郎、星廣文、増井敏克、宮崎春夫、山口正、吉田信武
- 3.記念史編纂部會幹事委囑の件
宮崎春夫、尾龜清四郎

編輯幹事會 (第1回)

時 1月22日午後5時半—8時
所 本會集會室
出席者 幹事長 小林
常務 大下
幹事 生駒、尾龜、菅、星
宮崎、山口

議 事

- 1.昭和18年度編輯構成に關する件
- 2.3月號編輯方針決定の件

會員動靜

入會

會員

- 渥 味 一君 京都市東山區一橋宮
内町12 (不動建築事
務所)
- 伊藤 輝治君 兵庫縣伊丹市字梅木
336の73 (竹中工務
店)
- 池田 三郎君 此花區玉川3の34
(自營)
- 上田恒太郎君 京都市中京區壬生防
城町1 (長谷部竹腰
建築事務所)
- 大 森 孝君 此花區春日町上4
の27 (錢高組)
- 川崎 隆司君 住吉區村上町9の4
(南海鐵道營繕課)
- 木村菊次郎君 京都市中京區兩替町
押小路金吹町462
木村辰工務店 (請負
業)
- 木村直二郎君 京都市中京區兩替町
押小路北入金吹町 (請負業)
- 清 野 彰君 吹田市城ヶ前1394 (長谷部竹腰建築事務所)
- 佐久間省二君 京都市伏見區下鳥羽
三町大沼公介殿方 (京都府警防課)
- 佐 藤 馨君 普通賛助員より轉格
後川 春雄君 兵庫縣武庫郡御影町
石屋字旭詰248 (長谷部竹腰建築事務所)
- 田川善兵衛君 普通賛助員より轉格
田中 正典君 住吉區大領町2の31
(内外木材工藝株式會社)
- 高 源 次君 京都市上京區下長者

高 松 保君

谷口直二郎君

西島徳太郎君

藤井 信一君

古川 隆三君

益原 安生君

松山 一之君

宮崎 敬三君

村 上 壽君

地方會員

北村 幸男君

酒井 勝治君

四 方 正君

羽根田金吉君

橋本 營治君

特別賛助員

阿南 秀吉君

大 塚 礫君

通小川西入 (南海鐵
道株式會社工務部營
繕課)

北區地下町4 (長谷
部竹腰建築事務所)
布施市横沼町1の10
17 (小西組)

府下豊能郡中豊島村
字服部418 (長谷部
竹腰建築事務所)

府下北河内郡守口町
京阪本通2の1003の
11 (淺沼組)

住吉區田邊本町6の
42 (建築設計業大都
工務店)

神戸市灘區篠原南町
3の472 (長谷部竹腰
建築事務所)

吹田市荒池町2270
(小西組)

天王寺區上汐町5の
5 (建築設計業)

旭區新森小路北3の
22 (長谷部竹腰建築
事務所)

山口縣熊毛郡室積町
南町1 宮本英止殿
方 (吳海軍建築部)

横須賀海軍建築部
京都府何鹿郡東八田
村中山 (舞鶴海軍建
築部)

三重縣度會郡御園村
大字高向13の1 (大
藏省營繕管財局)

山口縣熊毛郡光海軍
工廠

西區土佐堀2の33產
業ビルアサヒ商會内
(建築用金物及塗料
販賣)

住吉區阪南町西3の

59 (南海土木建築株
式會社)

柿迫 定一君 東成區北生野町1の
54 (自營)

掛 谷 茂君 豊中市大字新免886
(掛谷工務研究所)

合田 弘道君 堺市濱寺町下石津85
(土木建築請負業)

武田 充明君 北區中之島5の30
(武田工作所)

中川 孝吉君 東成區東桃谷町1の
5832の6 (日本機械
工業株式會社大阪支
店)

仲野 嘉一君 浪速區東神田町865
(瓦販賣施工請負業)

仲野 豪一君 浪速區鹽草町1124
(瓦販賣施工請負業)

三上 子一君 府下三島郡阿武野村
宮田宅地 (大阪市
水道局土木建設課)

溝口 信太君 西區土佐堀通2の33
(アサヒ商會)

森 定一君 堺市濱寺町大字下
1001

普通賛助員

橋 菅 夫君 佐世保海軍建築部第
二職員官舎 (佐世保
海軍建築部)

中廣時三郎君 浪速區東神田町873
(仲野梅太郎商店)

池田 新一君 天王寺區大道4の78
(建築工事請負業)

山本 史朗君 北區北梅田町17日永
貞次郎殿方 (竹中工
務店)

退會

會員

長嶺將申君、保田稔男君、芦田政
一君、井口博君、鬼武信夫君、樫
原透君、木村英夫君、久保田廉君
菅喜義君、西島勇君

地方會員

荒川尤美君、甲木秀治君、金子安

男君、森脇那之君、和田彰久君、
大坪巧君、田中武君、山本敬治郎
君、吉村孝義君

特別賛助員

山中喜代治君、荒木重義君、小林
敏夫君、徳田豊司君、上瀧傳八君
小鷹一喜君

普通賛助員

伊東進君、近藤春男君、西野春夫
君、堀口芳男君、阿辻基君、神山
明君、下田通夫君、山崎義男君

轉居・轉勤

會 員

伊藤 敏勝君 廣島縣仁保町青崎82
の2 川楠組出張所
磯部 幸一君 静岡縣静岡市八幡本
町6の17
倉田 一郎君 北區池田町3
栗倉幸之輔君 防府市田島新上池東
3の丁1470錢高組詰
所
大隅 武夫君 西宮市津門川町67
小川 千里君 住吉區昭和町中2の
35
武内 茂君 和歌山縣海草郡加太
町北丁1676
根岸 坦君 豐中市豐中南通2の
3
廣瀬誠司郎君 住吉區旭町1の32
東本 修君 兵庫縣川邊郡多田村
新田182
松森 修太君 横濱市磯子區中根岸
町1の42 鈴木清四
郎殿方
森山 清治君 神戸市林田區片山町
3の147の1
吉本 一夫君 三重縣一志郡米の庄
村字市陽槐田殿方
河瀬元三郎君 下關市大字豊浦村字
古濱3449 大林組長
府出張所
鷺井 清子君 豊能郡小曾根村1679
向井壽又男君 吳市西畑町27 大阪

橋本組吳出張所

香川 善男君 三重縣津市大字小森
高茶屋工事協力班株
式會社西本組津出張
所

地方會員

直原 信衛君 新京市濱熙街602 滿
洲映畫協會
藤重土希雄君 滿洲國遼陽第六九三
部隊
荒谷 五郎君 名古屋市東區平田町
21
奈良崎二彦君 吳市東片山町76
飯野 藤吉君 山口縣厚狹郡王喜村
大林組王喜出張所
繁田 實君 住吉區西今川町5の
10の6
徳田 嘉作君 鹿兒島縣高麗町94
藤幸 好雄君 長崎市南山の手町5
大林組南山の手出張
所
岩橋 楠松君 和歌山市中松江2000
住友化學工業株式會
社和歌山製造所
香川義太郎君 天津特別行政區三號
路東洋紡績天津事務
所
湊 源太郎君 東京市世田ヶ谷區北
澤4の328
天井 勇君 福岡市社家町21の1
清水組九州支店
小川 昌三君 東京市京橋區寶町2
の1 清水組本店
池田 梅親君 東京市日本橋區本石
町3 日本銀行建築
場株式會社藤木工務
店出張所
杉江 直巳君 神奈川縣逗子町櫻山
818
山口 末吉君 和歌山縣和歌山市新
堀井戸町14
鍋島 辰雄君 日高郡和田村和健保
療養所工事場不動建
築株式會社出張所

普通賛助員

浦野紋次郎君 朝鮮京城府堂山町
210 大日本紡績京城
工場内
赤禿 良一君 北區市野町29 栗岡
敬治殿方
岡本豊次郎君 下關市西細江町 清
水組下關出張所
中山 章君 吹田市片山本郷282
清水寮内
横田 肇君 旭區南島町884の37
中尾恒之輔殿方
近藤 正男君 朝鮮京城府水榭町25

改 姓 名

會 員

末政 清子君 (舊姓鷺井)豊能郡小
曾根村1679

死 亡

地方會員

宏戸 秋生君 昭和17年11月29日逝
去
檜垣 武弘君 昭和17年12月4日逝
去
黒澤 研君 昭和17年12月7日逝
去
(謹んで哀悼の意を表す)

土木建築請負業

盛工務店

營業所
大阪市北區地下町十五番地
電話 堀川 一四二九番

美素

古い住宅も新築同様となる
新築住宅にお手入のいらぬ

★新築家屋美素加工

新築落成と同時に本所獨特のピソ液にて洗淨し木材變色の原因となる樹液を取り、其の上をピソにて仕上の加工をすると完全なる變色防止加工となり、優美な艶を有しフキコミの勞を省き頗る經濟的です。

★古家屋新裝美素加工

古家もピソ液で洗淨すると新築同様となり、其の上を新築美素加工と同様の加工をすると前者同様の結果となる。

(特種技術を要しますから弊所の請負加工と致して居ります)

大阪市天王寺區東平野町四丁目二一

美素工業所

電話 天王寺 (77) 四〇〇三番

建築と社會

第26輯 第2號

毎月1回1日發行 定價 1冊 50錢 (郵税2錢)
12冊 6圓 (ツ 24錢)
昭和18年1月25日印刷 昭和18年2月1日發行

發行・編輯 戸川 弘
印刷所 新日本印刷有限會社

大阪府北區朝日ビル日本建築協會内
印刷所 新日本印刷有限會社

大阪府北區南錦町46番地
發行所 日本建築協會

大阪府北區中之島3ノ3朝日ビル
電話長北濱(23)4501番(9)
振替口座大阪 39975番

日本出版文化協會會員番號222043
配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二丁目九番地

禁 轉 載

本號に掲載せるものは一切これを無断にて
轉載し又は單行本に上梓その他の複製行為
をなすことを禁ず。

綿 片 撥 バツキング
角 打 バツキング

防空暗幕用綿ロープ

諸機械傳導用綿ロープ

諸機械誘導用テープ

ズックベルト(代用品ニ非ズ)

荷造・結束用紙・シデ紐

(見本代要六〇錢)

大阪市此花區上願島中一丁目三六

佐藤商事工業所

電話 願島(45) 二六一七番

●第二六集 第二号 掲載広告一覧（掲載順）

竹原文泉社

日本竹筋工業所

米本栄商店

ライトラバー商会

日本陶織

織本建築設計計算事務所

矢橋大理石商店

南満建材工業所

建築金物商会

平松釣戸車製造所

協和製作所

大阪窯業セメント

萩工業

大西商店

前田白蟻研究所

大阪伊丹商店

東洋リノリウム

東亜化工

小西勝太郎商店

椎名営業所